令和８年２月 26 日

福岡市長
　高島　宗一郎　様

福岡市男女共同参画審議会
会　長　　野依　智子

福岡市男女共同参画基本計画（第５次）について（答申）

福岡市男女共同参画審議会は、令和７年２月６日付け市共第 547 号をもって新たな福岡市男女共同参画基本計画について諮問を受けました。

当審議会は、これについて審議を進めてきたところです。

この度、当審議会において審議の結果を別紙のとおり取りまとめましたので、審議会としてこれを答申します。

福岡市においては、本答申を踏まえて福岡市男女共同参画基本計画（第５次）を策定されますよう要望します。

答　　申

～福岡市男女共同参画基本計画（第5次）案～

令和８年２月

福岡市男女共同参画審議会

答申に当たって

少子高齢化や世帯構成の変化、働き方の多様化など、社会が変化していく中、共働き・共育ての推進、仕事と生活の調和、働く場での男女格差の是正など、全ての人が希望に応じて活躍できる社会を実現するために、男女共同参画推進に向けた取組みが、より一層求められています。

このような中、福岡市男女共同参画審議会は、令和７年２月６日に、市長から令和８年度以降の「福岡市男女共同参画基本計画（第５次）（令和８年度～令和12年度）」の策定について諮問を受け、これまで１年にわたって審議を重ねてきました。

福岡市がこれまで実施してきた男女共同参画推進の取組みとその成果を検証のうえ、福岡市の現状と課題、国の動き、社会経済情勢の変化等を踏まえるとともに、パブリック・コメントで寄せられた市民意見について審議し、男女共同参画社会実現のために今後取り組むべき施策の方向を示してきました。

また、第５次基本計画では、令和６年４月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、福岡市女性支援基本計画も新たに一体的に策定することとし、男女共同参画社会の実現に向けた取組みをさらに進めることを答申でとりまとめました。

この答申を基に実効性のある計画が策定され、性別にかかわらず市民一人ひとりが個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮して、誰もが安心して暮らすことができ、また多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に活かされることを期待いたします。

福岡市男女共同参画審議会
会　長　　野依　智子

～ 目　　次 ～

第１部　計画総論

Ⅰ　計画策定にあたって

１　計画策定の経緯と目的　２

２　策定の背景　２

(1)　国際的な動き

(2)　国内の社会情勢の変化

(3)　国等の動き

３　第４次基本計画の評価と今後の課題　５

(1)　主な取組みと成果

(2)　数値目標（成果指標）の達成状況

(3)　今後の課題

Ⅱ　第５次基本計画の基本的考え方

１　福岡市が目指す姿　２５

２　第５次基本計画の位置づけ　２７

(1)　国及び福岡県の男女共同参画基本計画との関連

(2)　市条例の具体化

(3)　ＤＶ防止法との関連

(4)　女性活躍推進法との関連

(5)　女性支援新法との関連

(6)　市総合計画との関連

３　計画期間　２７

４　第５次基本計画の体系　２８

５　成果指標　３０

６　計画の推進　３２

(1)　推進体制と進行管理

(2)　拠点施設、区役所の役割

(3)　多様な主体との連携・共働

第２部　計画各論

基本目標１　あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会　３８

基本目標２　あらゆる暴力が根絶された社会　４９

基本目標３　女性が安心して暮らせる社会　５５

基本目標４　仕事と生活の調和が実現した社会　６３

基本目標５　性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会　６８

基本目標６　あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会　７２

資　料

（１）諮問書　７７

（２）福岡市男女共同参画審議会委員名簿　７９
（３）答申までの経過　８１

第1部

計 画 総 論

I. 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯と目的

福岡市では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指して、平成 16（2004）年4月に「福岡市男女共同参画を推進する条例」（以下「条例」という。）を施行し、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や、市の責務と市民・事業者・自治組織及び教育に携わる者の役割を定めました。

この条例に基づき、平成 18（2006）年3月に「福岡市男女共同参画基本計画」を策定し、以降3度の改定を行いながら、男女共同参画社会の形成に向けた諸施策を推進してきました。

「福岡市男女共同参画基本計画（第4次）」（以下「第4次基本計画」という。）策定から5年が経過し、少子・高齢化のさらなる進行や世帯構成の変化、コロナ下における様々な問題を抱える女性の顕在化など、取り巻く環境が大きく変化した中、改めて、今後5年間に福岡市が市民とともに取り組むべき施策の方向と内容を明らかにするため、「福岡市男女共同参画基本計画（第5次）」（以下「第5次基本計画」という。）を策定するものです。

2 策定の背景

⑴ 国際的な動き

平成 7（1995）年の第4回世界女性会議において、国際的な男女共同参画の規範となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されてから 30 年が経過し、国際社会では国際連合（以下「国連」という。）などによる男女共同参画推進に関する取組みがいっそう進むとともに、各国において、政治分野、経済分野など各分野での女性の進出がますます顕著になっています。

平成 27（2015）年9月に国連では「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられています。その 17 の目標の一つとして「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が位置づけられ、2030 年までに「誰一人取り残さない」ことを目指して取り組むことが宣言されています。目標年を 10 年後に控えた令和2（2020）年には、SDGs の達成に向け取組みのスピードを速め、行動規模の拡大を図る「行動の 10 年」がスタートし、より多くの人が自分事と捉え取り組んでいくための連携や根本的な変革をもたらす解決策の推進などが提案されました。

また、令和5（2023）年6月には日本が議長国を務めた「G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」において、「コロナ禍での教訓を生かす」及び「女性の経済的自立」をテーマに協議が行われ、「ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントに関する G7ジェンダー平等大臣共同声明（日光声明）」が取りまとめられました。

⑵　国内の社会情勢の変化

我が国では、晩婚化・未婚化の進展などに伴い、令和6（2024）年の出生数が68万6千人と、過去最低を大きく更新するとともに、高齢化率が 29.3％（令和 6（2024）年10月1日現在）となるなど、少子・高齢化の急速な進行による労働力人口の減少を背景に、企業における人材確保が課題となっています。その中で、女性の有業者数は過去最高を更新し、特に、25～39 歳の有業率は8割を超えていますが、非正規雇用労働者が約半数を占めています。

また、「男は仕事、女は家庭を守るべき」という男女の固定的な役割分担意識は着実に解消しつつあるものの、男性が家事・育児関連に費やす時間は諸外国と比較して未だ低水準です。男性の育児休業取得率は大幅に上昇しているものの、取得率、取得期間についてはともに男女で差があり、未だ男性の十分な意識改革、行動変容には至っていない状況が見受けられます。介護についても、家族の介護を担う男性の割合は長期的にみて増加傾向にあるものの、令和3（2021）年 10 月からの 1 年間での介護等による離職者約 10.6 万人のうち 75％は女性であり、女性は事実上、子育て、家事、介護などの負担を一手に引き受けている状況となっており、男女ともに家庭と仕事との両立が可能な社会の構築が求められる中、「共働き・共育て※」といったテーマにも注目が高まっています。

家庭と仕事との両立だけでなく、近年は健康課題と仕事の両立も注目を集めています。令和6（2024）年2月に公表された経済産業省の試算によれば、更年期症状など女性特有の健康課題による経済損失は年間 3.4 兆円にものぼるとされており、社会全体の活力向上のためにも、男女双方の健康課題に対する理解や特性に応じた支援が求められています。

こうした状況の中、時間と場所を選ばない多様で柔軟な働き方を可能にする制度の導入や、長時間労働の解消に向けた取組みが進んでいます。また、職業観、家庭観が大きく変化する中、家庭でも仕事でも希望に応じて活躍できる「令和モデル」への切り替えを目指していくことが求められています。

また、女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化する中、令和2（2020）年以降の新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、孤独・孤立、DV、経済的な不安など様々な困難を抱える女性の課題が顕在化しました。困難を抱える女性への支援にあたっては、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等という視点から、抱えている問題や背景、心身の状況等に応じたきめ細かで包括的な支援が求められています。

共働き・共育て※：家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること

⑶　国等の動き

令和３（2021）年６月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、国・地方公共団体の責務や、政党その他の政治団体が自主的に取り組むことなどが定められました。

また、令和４（2022）年４月より順次、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法」が改正され、事業主による休業取得の意向確認等が義務化され、「産後パパ育休制度」の創設など男女がともに仕事と育児・介護を両立するための環境整備が進められています。

令和４（2022）年７月には、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を目指す「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」が改正され、従業員数 301 人以上の企業について男女間賃金差異の公表が義務化されました。

さらに、令和７（2025）年６月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が改正され、法律の有効期限を 10 年間延長（令和18年３月31日まで）し、女性の職業生活における活躍の推進に当たり、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化するとともに、従業員数101人以上の企業について、令和８年４月１日より男女間賃金差異及び女性管理職比率の公表を義務化することなどが定められました。

ドメスティック・バイオレンス（以下「ＤＶ」という。）に関しては、令和６（2024）年４月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「ＤＶ防止法」という。）の改正法が施行され、身体的な暴力だけでなく精神的な暴力も対象とするなど、保護命令制度が拡充、厳罰化されました。また、性犯罪についても、令和５（2023）年７月に「刑法及び刑事訴訟法」の改正法が施行され、強制性交等罪が不同意性交等罪となり、配偶者やパートナー間でも成立するなど厳罰化されています。

さらに、令和６（2024）年４月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、困難を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、新たな支援の枠組みを構築し、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点が明確に規定されたほか、地方公共団体の責務として、教育・啓発、民間団体援助など、困難を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務が明記されています。

そのほか、令和７（2025）年６月に男女共同参画社会基本法が一部改正され、男女共同参画社会の形成を効果的に推進するため、国及び地方公共団体が、関係者相互の連携と協働の促進に努めることが明記されました。また、これら連携・協働の拠点として、男女共同参画センターの体制を確保することが法的に位置付けられました。

国においては、令和７年 12 月の「第６次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）（案）」において、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、

「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会」を目指すべき社会としています。

3　第4次基本計画の評価と今後の課題

第4次基本計画では、5つの基本目標と16の施策の方向を定め、特に重要と認められる「重点的に取り組む施策」として、「ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発」「配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」「働く場での女性活躍の推進」「市の政策・方針決定過程への女性の参画促進」の5項目を積極的に推進してきました。

また、毎年度、個別事業の実施状況を福岡市男女共同参画審議会に報告し、特に重要と認められる「重点評価項目」の実施状況について、審議会による評価を行い、その結果を公表しています。

これらにより、第4次基本計画の実効性を確保するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を、市民、企業、自治組織及び学校等と連携しながら、総合的かつ計画的に推進してきました。

第4次基本計画における主な取組みと成果、数値目標（成果指標）の達成状況、今後の課題は次のとおりです。

⑴　主な取組みと成果

①　総合的な企画調整機能の強化

本市の男女共同参画推進における企画調整部門と事業実施部門が、男女共同参画推進の拠点施設である福岡市男女共同参画推進センター・アミカス（以下「アミカス」という。）において、一体的に事業を実施することで、効果的・効率的な事業の企画・立案をはじめとする総合的な企画調整機能の一層の強化を図りました。

具体的な施策として、コロナを契機として様々な不安を抱える女性に対し、NPO の知見やノウハウを活用し相談支援などを行う女性のためのつながりサポート事業や、地域・NPO の意見を踏まえた地域活動ハンドブックの改訂、若年層に向けた男女間格差解消を目指すプログラムなど、様々な取組みを展開しました。

また、男女の固定的な役割分担意識の解消度については、令和4（2022）年度に、女性は第4次基本計画の目標値である 80％を達成しました。

②　配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

配偶者等からの暴力防止については、暴力被害者への支援の強化として、被害者及び同伴の子どもが安心して生活できるよう、公的機関への同行支援や手続きの補助など、アウトリーチ型の支援も含めたDV被害者等自立生活援助事業を令和3（2021）年度から実施しました。また、DV被害者の支援に加えて児童虐待対応が必要な相談等もあり、配偶者暴力相談支援センターなどのDV被害者の相談支援を行う機関と、児童相

談所などの児童虐待に対応する相談機関との連携強化を図りました。

③　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

企業向け講演会の開催や、男性の育児休業取得促進事業、社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の認定などに取り組み、企業における男性の育児休業や年次有給休暇の取得率の上昇、平均残業時間の縮減等が進み、ワーク・ライフ・バランスの取組みが着実に浸透してきています。

市役所においても、全ての職員が職業生活と家庭生活の両立を図れるよう、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進、両立支援制度の周知や柔軟な働き方に資する制度の整備など、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

また、男性職員が育児休業を 100％取得できる職場づくりを目指し、子どもが生まれる予定の男性職員と上司の面談や啓発リーフレットの配付を行う「パパ・すくすく子育て運動」の推進により、令和6年度に育児休業等を取得した男性職員の割合は、103.0％となり、令和2年度の 33.5％から大幅に増加しています。

④　子育て・介護支援の充実

保育所の整備などにより保育の受け皿を確保し、待機児童解消に努めるとともに、延長保育や休日、夜間の保育、一時預かり、病児・病後児デイケアを実施する等多様な保育ニーズに対応しました。

児童虐待防止については、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、関係機関の連携強化や市民への啓発などに取り組むとともに、アウトリーチ（訪問型）の専門相談や、育児・家事支援、見守り支援を実施しました。

また、「働く人の介護サポートセンター」において、介護に直面した場合でも、離職せずに仕事と介護の両立ができるよう、情報提供やアドバイスを行いました。

⑤　働く場での女性活躍の推進

「ふくおか女性活躍 NEXT 企業見える化サイト」を活用し、企業における女性活躍の取組みの見える化や、女性のキャリア形成に向けた講座を開催するとともに、健康課題等と仕事の両立に向けた企業への啓発や支援に取り組んでいます。

アミカスでは、ハローワーク等と連携した再就職を支援する講座や女性の起業を支援するセミナーを開催するとともに、資格取得や技能修得のための各種講座を実施しました。

ひとり親世帯の自立を支援するため、ひとり親家庭支援センターにおいて就業情報の提供、就業支援講習会などを実施しました。

⑥　市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

法律や条例に基づき設置される市の審議会等委員への女性の参画を促進するため、委員を選任する段階で各担当課との事前協議を徹底するとともに、庁内の推進体制で

ある福岡市男女共同参画推進協議会などの機会を捉えて、審議会等委員への女性の参画促進について強く働きかけを行い、審議会等委員への女性の参画率は、令和 7（2025）年度に 41.0％となり、第4次基本計画の目標値である 40％と同程度まで上昇しました。

また、市役所内では、特定事業主行動計画に基づき、職員の意識改革やキャリア形成支援、男女が共に仕事と生活を両立できる働きやすい職場環境づくりを進めています。本市職員における女性管理職の割合は、20.3％（令和 7 年5月1日現在）となり、第4次基本計画の目標値である 20％を達成しています。

⑦ 地域における男女共同参画意識の浸透

平成 23（2011）年度に創設した福岡市独自の男女共同参画週間（みんなで参画ウィーク：11 月3～9日）に合わせて、市が週間の周知やコーディネーターの派遣など、校区の活動を支援しました。コロナの影響下で一時的に地域活動が停滞していた校区もありましたが、先進事例の紹介などより実践的な内容の支援に努めた結果、令和4年度にはコロナ前の水準である 140 校区とほぼ全ての校区で参画ウィークの取組みが行われました。

また、男女共同参画推進活動が、自治協議会など自治組織を含めた校区全体に広がるきっかけづくりとなる機会を設けるため、防災という身近なテーマで男女共同参画について校区で考える「みんなにやさしい防災研修」を、令和4（2022）年度から実施しています。

アミカスでは、地域による男女共同参画に関する講座・講演会の企画を支援するため、男女共同参画推進サポーターの派遣などを実施しました。

⑵　数値目標（成果指標）の達成状況

第４次基本計画では、計画期間（令和３年度～７年度）中に達成すべき数値目標（成果指標）として、基本目標ごとに、次の7項目を設定しました。達成状況は以下のとおりとなっています。

①　男女の固定的な役割分担意識の解消度（「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方に否定的な人の割合）【基本目標1】

	初期値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）	現状値 （令和6年度）
女性	76.5%	80%	81.4%
男性	68.2%	80%	72.0%

資料：令和元年度・6年度　市基本計画の成果指標に関する意識調査

男女の固定的な役割分担意識の解消度について、男女ともに増加傾向にあり、女性は令和4（2022）年度以降は 80%を上回っており、目標を達成しています。

②　配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度（「相談できる窓口を知らない」と回答した人の割合）【基本目標2】

	初期値 （平成 30 年度）	目標値 （令和7年度）	現状値 （令和5年度）
女性	20.3%	10%	15.3%
男性	21.0%	10%	17.8%

資料：平成 30 年度・令和5年度　市政に関する意識調査

配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度は、目標値には到達しませんでしたが、男女ともに改善しています。

③　中学生・高校生世代の「デート DV」についての理解度（デート DV について「内容を知っている」と回答した中学生・高校生世代の割合）【基本目標2】

	初期値 （平成 30 年度）	目標値 （令和7年度）	現状値 （令和5年度）
中学生	20.0%	50%	18.4%
高校生世代	52.3%	80%	56.7%

資料：平成 30 年度・令和5年度　青少年の意識と行動調査

中学生の「デート DV」についての理解度は微減となっており、また高校生世代の「デート DV」についての理解度は微増となっています。

④　企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認識度（「ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む必要がある」と思う事業所の割合）【基本目標3】

	初期値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）	現状値 （令和6年度）
企業の認識度	74.7%	85%	71.8%

資料：令和元年度　市女性活躍推進に関する事業所等実態調査、
令和6年度　市内事業所における労働実態調査

企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認識度は微減となっています。これは、働く場において、多様で柔軟な働き方に向けた環境整備や働き方改革が進展したことにより、必要性の認識としては低下したものと思われます。

⑤　企業における女性管理職比率【基本目標4】

	初期値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）	現状値 （令和6年度）
企業の女性管理職比率	11.3%	15%	13.3%

資料：令和元年度　市女性活躍推進に関する事業所等実態調査、
令和6年度　市内事業所における労働実態調査

企業における女性管理職比率は、13.3%であり、令和元年度より 2.0 ポイントの微増となっています。

⑥　福岡市の審議会等委員への女性の参画率【基本目標5】

	初期値 （令和2年度）	目標値 （令和7年度）	現状値 （令和 7 年度）
女性の参画率	35.3%	40%	41.0%

資料：市民局男女共同参画課　8月1日現在

審議会等委員への女性の参画率は、41.0%となり、目標を達成しています。

⑦　福岡市役所における女性管理職比率【基本目標5】

	初期値 （令和2年度）	目標値 （令和7年度）	現状値 （令和7年度）
課長以上の比率	16.2%	20%	20.3%

資料：総務企画局人事課　5月1日現在

福岡市役所における女性管理職比率は、20.3%となり、目標を達成しています。

⑶　今後の課題

①　男女の固定的な役割分担意識の解消と意思決定過程への女性の参画促進

令和5（2023）年度の「市政に関する意識調査」において、女性が生きづらさを感じる理由でもっとも多いのが「仕事と育児・家事・介護を両立する負担が大きい（75.7％）」、男性は「家族を養う経済力を求められる（65.0％）」となっています。「男は仕事、女は家庭を守るべき」という男女の固定的な役割分担意識を解消することは、女性、男性、どちらにとっても生きやすい社会につながります。

そのような中で、令和6（2024）年度の「市基本計画の成果指標に関する意識調査」において、男女の固定的な役割分担意識の解消度（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合）は、平成 25（2013）年度以降は改善傾向にあり、男性は 72.0％となっています。

しかし、女性の 81.4％と比べると 9.4 ポイント低く、また年代を追うごとに低い傾向にあり、特に、男性 70 代以上では 61.6％と、女性 18～19 歳の 87.5％より 25.9 ポイント低い結果です。このような意識の差は、年代ごとに学校などで受けてきた教育、家庭や社会での体験の違いなどにより生じたものと考えられ、改めて学校教育における男女平等教育の重要性が浮き彫りになっています。

「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方について【性・年代別】

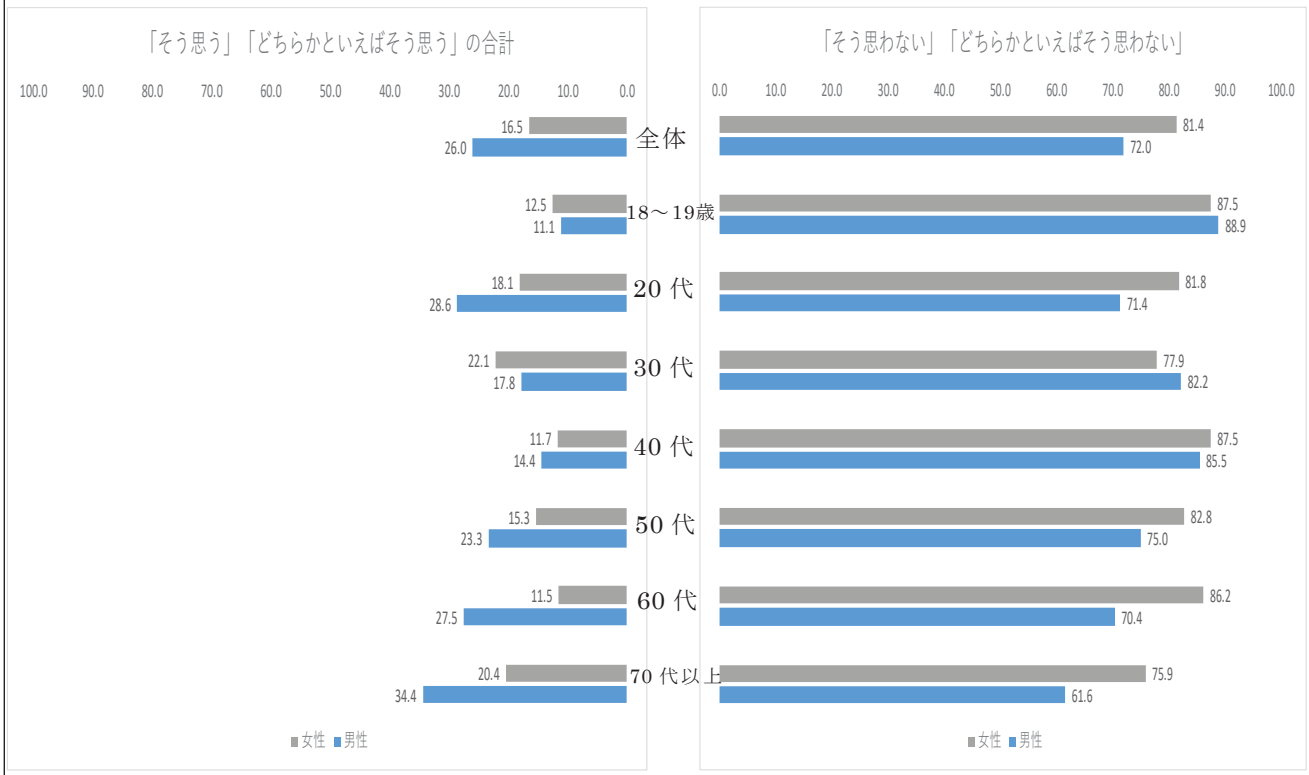

資料：　令和６年度　市基本計画の成果指標に関する意識調査

一方で、男女共同参画意識を持つ若年層においても、意識に行動が伴わない場合も多く、男女共同参画に対して無関心な層に対する働きかけも重要であり、今後とも、高齢者層と併せて、進学、就職、結婚、子育て、介護など、それぞれのライフステージに応じ、防災や子育て、職業選択など、身近で共感の得られるテーマで取組みを推進することが求められています。

こうした取組みに、より実効性を持たせるためには、各校区に自治協議会があり、地域活動の場として公民館が設置されているという福岡市の特色を生かし、地域との連携・協力により、実施していく必要があります。

社会全体で見た場合の男女の地位の平等感

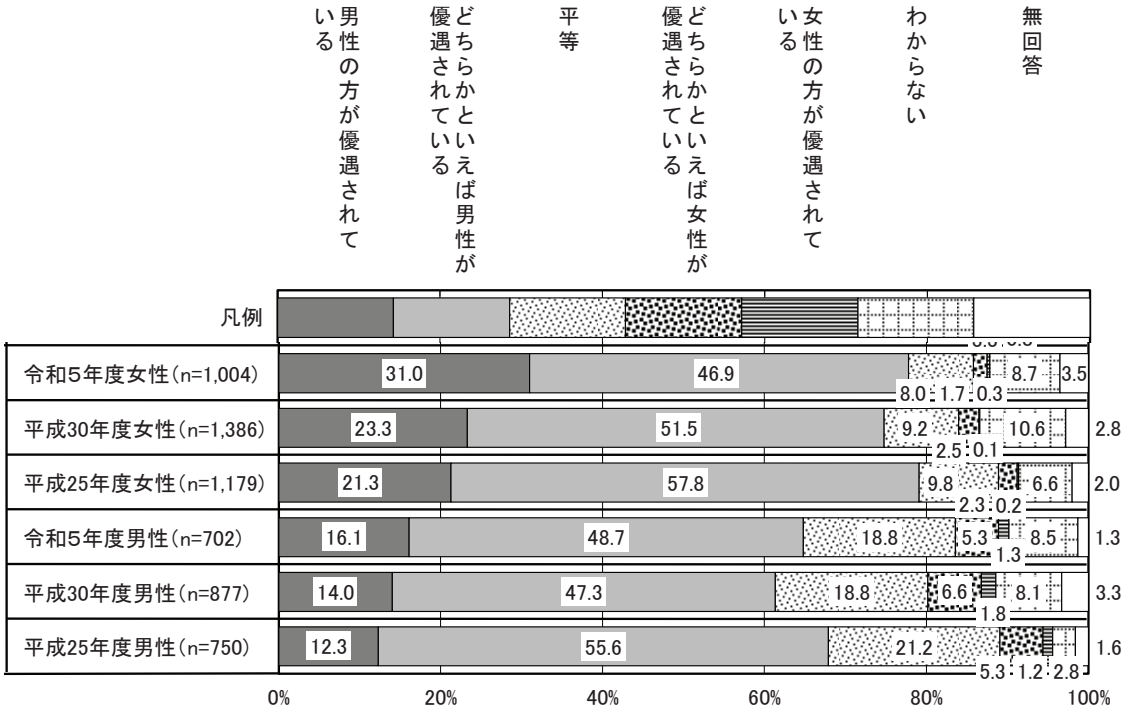

資料：令和５年度 市政に関する意識調査

また、あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画促進に向けた第4次基本計画の数値目標として、令和7(2025)年度までに女性委員のいない審議会等の解消、審議会等委員への女性参画率 40%、市役所における女性管理職比率 20%を設定し、取組みを進めてきました。

審議会等における女性委員の参画率は、令和 7(2025)年8月1日現在で 41.0%と、目標を達成し、市役所における女性管理職比率については、令和 7(2025)年5月1日現在で 20.3%と目標に到達したものの、一層の取組みが求められています。また、地域における諸団体の長への女性就任率は、日常的な地域活動への女性の活発な参画に比して、令和 7(2025)年7月1日現在 25.1%という低い数値になっており、女性の割合が 10%に満たない団体もあります。令和5(2023)年度の「市政に関する意識調査」において、地域の女性リーダーが少ない理由としてもっとも多いのが「これまでの慣習で、リーダーは男性が就任してきたから(36.2%)」、次いで「女性は家事や仕事で忙しいか

ら（34.6％）」となっており、女性がリーダーとなることを阻害する、社会通念、慣行、偏った意識や制度が背景にあるものと考えられます。

政策・方針決定過程には、女性をはじめとする多様な視点の反映が必須であり、審議会等への女性の参画率向上を図るため、きめ細かで効果的な対応を充実させるとともに、女性職員が政策立案業務に積極的に参画できるよう、キャリア形成支援や柔軟な働き方の推進など、女性が活躍できる環境づくりを進める必要があります。

また、まちづくりの共働パートナーである自治協議会においても、男女共同参画協議会等をはじめ、地域の様々な場で活動する女性に向けてリーダー育成のための学習の機会を提供するなど、地域の自主性を尊重し、共感を得ながら、意思決定過程への女性の参画を進めることが求められています。

福岡市の審議会等委員への女性の参画状況の推移

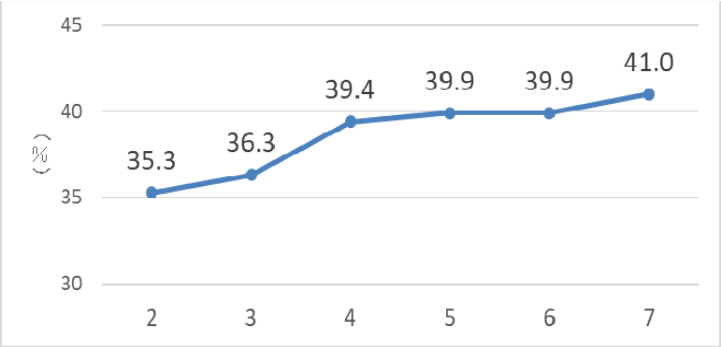

※いずれも８月１日現在

資料：市民局男女共同参画課

福岡市職員における女性の割合の推移

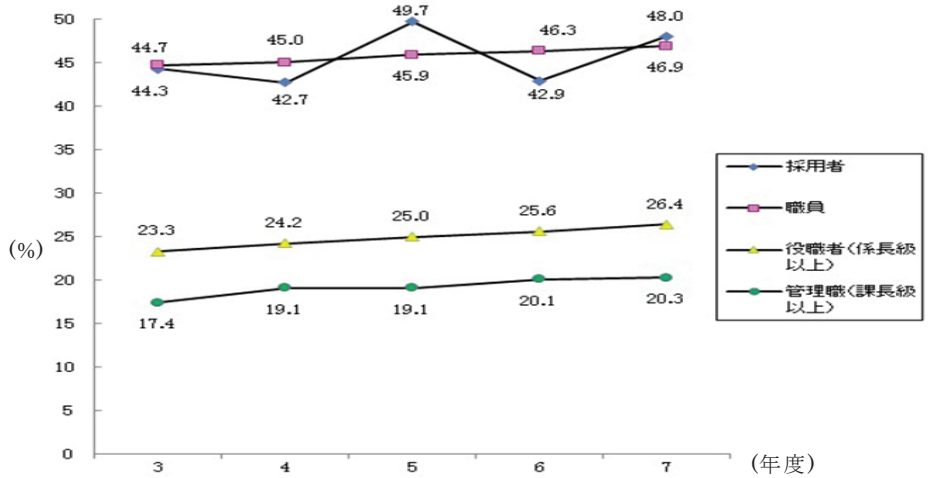

注1：採用者の数は、人事委員会が実施する採用試験（上級、中級及び初級）の一般行政職（ただし、学校事務、文化財専門職及び化学技術は除く）
注2：採用者の数は採用年度ベース。令和7年度については5月1日現在の数
注3：職員及び役職者、管理職の数は5月1日現在の数
注4：職員及び役職者、管理職には旧県費負担教職員を含む

資料：総務企画局人事課

地域における諸団体の長への女性の就任状況（福岡市）　（各年7月1日現在）

年度 / 団体名	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	令和７年度		
	女性の割合（%）	女性の割合（%）	女性の割合（%）	女性の割合（%）	女性の割合（%）	総数（人）	女性数（人）	女性の割合（%）
自治協議会（※）	7.3	7.3	6.0	8.6	7.9	152	13	8.6
公民館長	28.6	31.1	29.9	31.8	31.8	150	49	32.7
青少年育成連合会（※）	30.8	29.8	31.3	35.1	35.8	150	52	34.7
交通安全推進委員会（※）	9.7	8.7	8.7	9.4	7.7	150	12	8.0
体育振興会（※）	6.6	6.0	5.3	7.3	7.2	151	12	7.9
環境活動連絡会議（※）	15.5	19.7	19.7	22.3	24.4	161	39	24.2
人権尊重推進協議会（※）	21.9	18.4	21.9	22.8	25.3	146	38	26.0
社会福祉協議会	38.4	40.1	40.8	38.8	37.8	148	55	37.2
老人クラブ連合会	10.4	10.6	11.2	13.7	17.5	119	21	17.6
子ども会育成連合会	49.4	47.6	49.3	42.6	43.8	59	22	37.3
市立小学校ＰＴＡ	6.9	10.5	14.7	13.1	15.7	149	27	18.1
市立中学校ＰＴＡ	1.5	7.2	7.2	7.2	7.2	68	8	11.8
地区民生委員・児童委員協議会	71.2	71.2	73.0	73.9	74.8	111	83	74.8
合計	**22.3**	**22.6**	**23.4**	**24.2**	**24.9**	**1,714**	**431**	**25.1**

※団体の名称は各校区により異なるため、一般的に使用されている名称を記載している

資料：市民局男女共同参画課

② ジェンダーに基づく暴力※の根絶と被害者支援

配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などのジェンダーに基づく暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、また男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、根絶に向け取組みを進める必要があります。

ジェンダーに基づく暴力の被害者の多くは女性であり、背景には男女の固定的な役割分担意識、男女の社会的地位や経済的な格差など、社会的・構造的な問題が存在していることから、あらゆる暴力防止に向けた教育や予防啓発、被害者支援など、幅広い取組みが必要です。

令和5（2023）年度の「市政に関する意識調査」において、配偶者等から暴力（身体的、精神的、性的）を受けた際に実際に取った行動は、男女ともに「がまんした」割合が最も高く、相談できる窓口を「知らない」と答えた人も 15％を超えています。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。未然防止のため、早い段階で被害者が安全に相談できる体制を整備し、相談窓口の広報・啓発に取り組むとともに、被害を相談することに対する心理的なハードルを下げるための取組みや、被害者に寄り添った切れ目のない支援が求められています。

将来的にDVの被害者・加害者を生まないためには、若年層からDV予防教育を行うことが重要であり、教育部門と連携しながら発達段階に応じたデートDV（交際相手からの暴力）防止教育を行っていく必要があります。

DVが起きている家庭では子どもに対する暴力が同時に行われている場合があり、また子どもの前でパートナー間で暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたるなど、DVは児童虐待と密接な関連があると言われています。令和元（2019）年6月公布の「改正DV防止法」では、DV被害者の相談支援を行う機関と相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記されており、配偶者暴力相談支援センターなどのDV被害者の相談支援を行う機関と、児童相談所などの児童虐待に対応する相談機関とのさらなる連携強化を図る必要があります。また近年、全国的に増加傾向にある男性DV被害者にも配慮が必要です。

そして、DV に限らず、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力などのジェンダーに基づく暴力が社会的な問題であるという認識を広く浸透させるため、暴力の根絶と予防に向けた教育・啓発や相談窓口の周知をさらに推進していく必要があります。

ジェンダーに基づく暴力※（Sexual and Gender-Based Violence（SGBV））
：「女性らしさ」や「男性らしさ」といった社会文化的に構築された性役割や性規範を背景にして振るわれる暴力を指す。（出典：JICA グローバル・アジェンダ No.14ジェンダー平等と女性のエンパワメント）

配偶者等から暴力を受けた経験

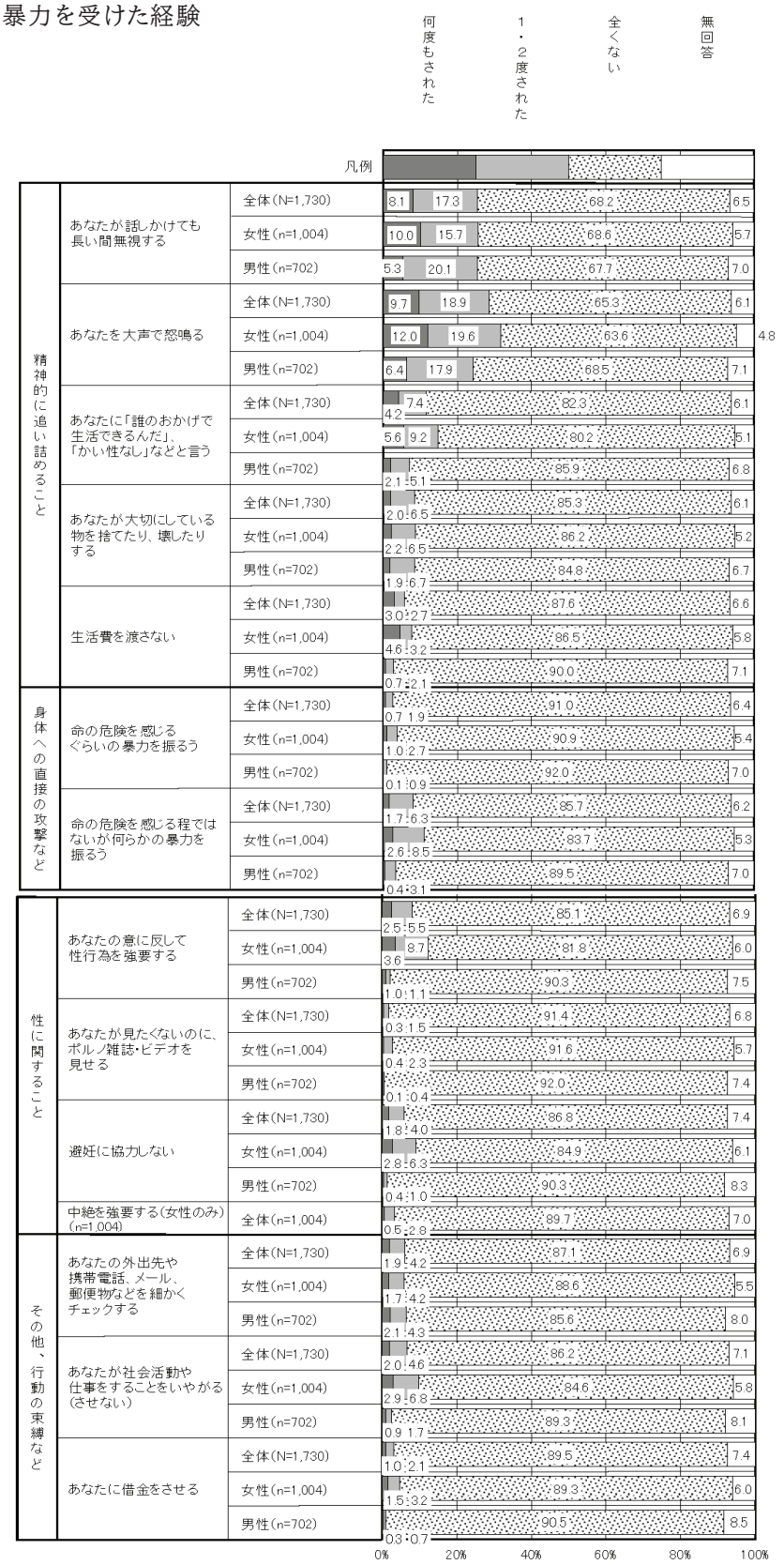

資料：令和５年度 市政に関する意識調査

暴力を受けて、実際はどう行動したか

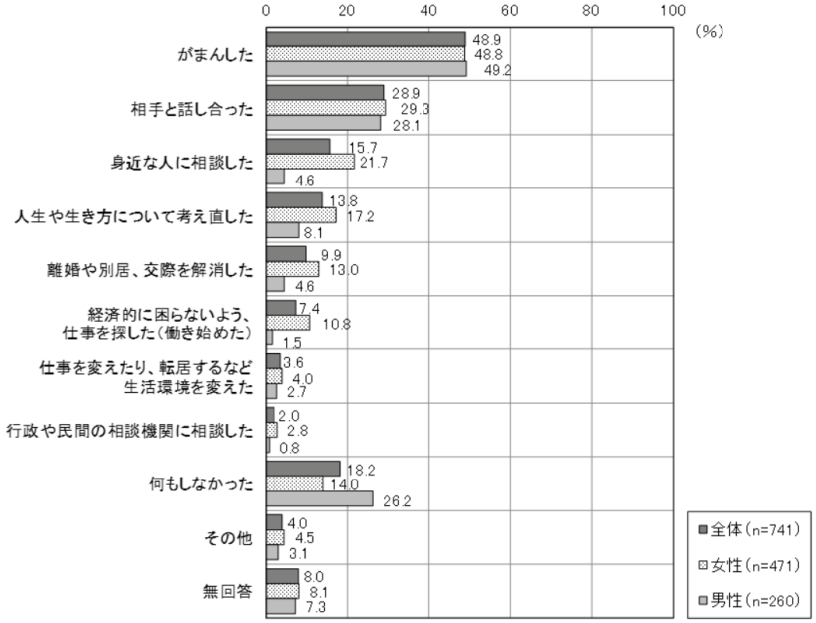

資料：令和５年度 市政に関する意識調査

③　困難を抱える女性への支援

単身・高齢世帯の増加、雇用・就労環境の変化、地域コミュニティの希薄化、ライフスタイルの多様化、情報化社会の進展などを背景に、貧困、孤独・孤立、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ等が抱えている様々な課題は複雑化・複合化する傾向にあります。

これらに加え、女性は、女性であることにより、固定的な役割分担意識や社会的・経済的格差から貧困などの様々な生活上の困難に陥るおそれがあります。また、女性は男性に比べ性暴力や性的虐待、性的搾取といった性被害を受けやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠など、心身の健康や社会生活上に影響する深刻な課題を抱える場合があります。また、女性をめぐる諸問題は、経済危機、疫病や大災害の発生といった社会的な危機が発生した際に顕在化することからも、女性は、社会の情勢に影響を受けやすい立場にあることがうかがえます。

令和7（2025）年度の「市政アンケート調査」において、女性であることに起因した困難な経験や、身近な女性から困難な経験を見聞きした経験の有無を尋ねたところ、「ある」と回答した割合が 37.6％と、約4割の方が何らかの困難な経験をしたり見たり聞いたりした経験があることが分かりました。

「ある」と回答した中で、困難な経験の具体的内容としては、「育児、教育への不安や負担感」が 43.8％と最も高く、次いで「妊娠、出産への不安や負担感」が 42.4％、「学校や職場での人間関係のトラブルやハラスメント被害」が 41.4％となりました。また、「配偶者や元配偶者、交際相手からの暴力・暴言」や「性被害、性的問題」、「親、きょうだい、こども等からの暴力・虐待」など、人権侵害にあたる経験の回答も見られました。

困難な経験の相談先としては、「友人・知人」が 55.2％、「家族・親戚」が 51.4％と、身近な人へ相談する割合が高くなっています。一方で、「誰にも（どこにも）相談したことがない」が 18.1％と3番目に高い割合となっています。

女性であることに起因する困難な経験の有無、あるいは身近な女性から困難な経験を見聞きした経験の有無　（N＝559）

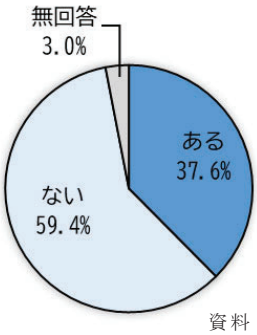

資料：　令和７年度　市政アンケート調査（第１回）

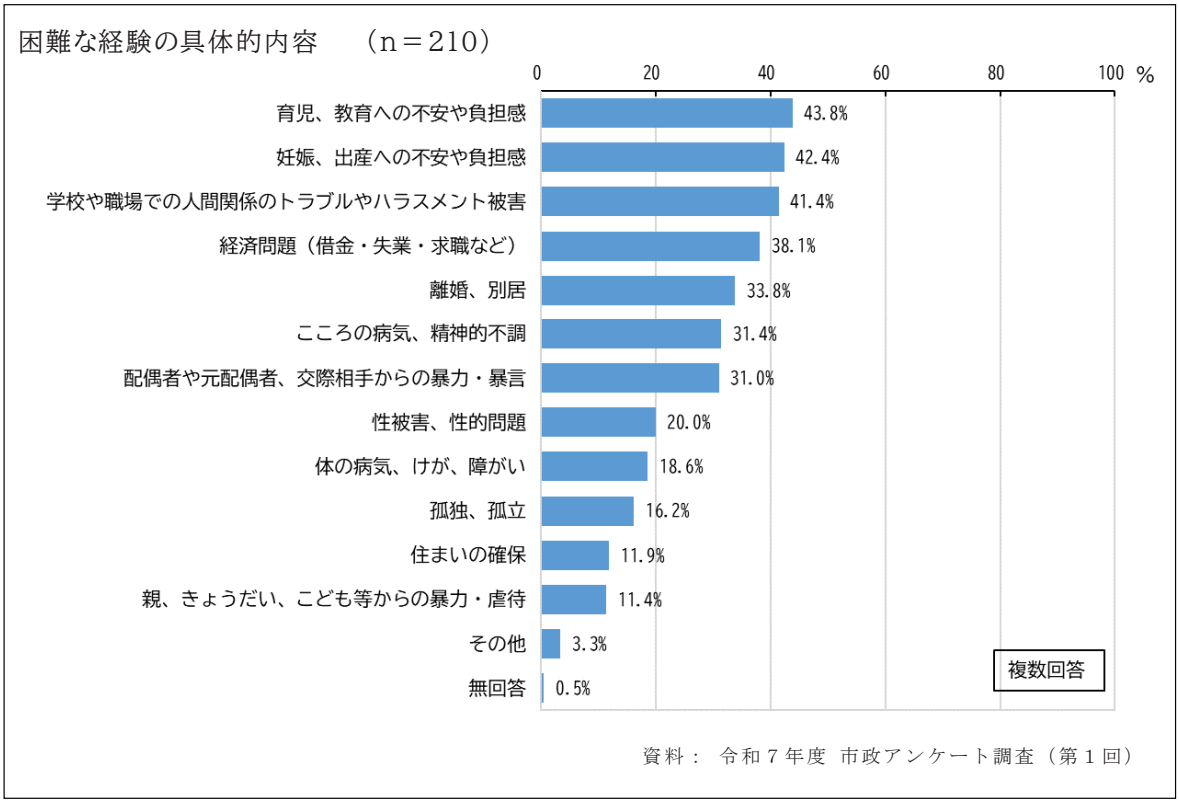

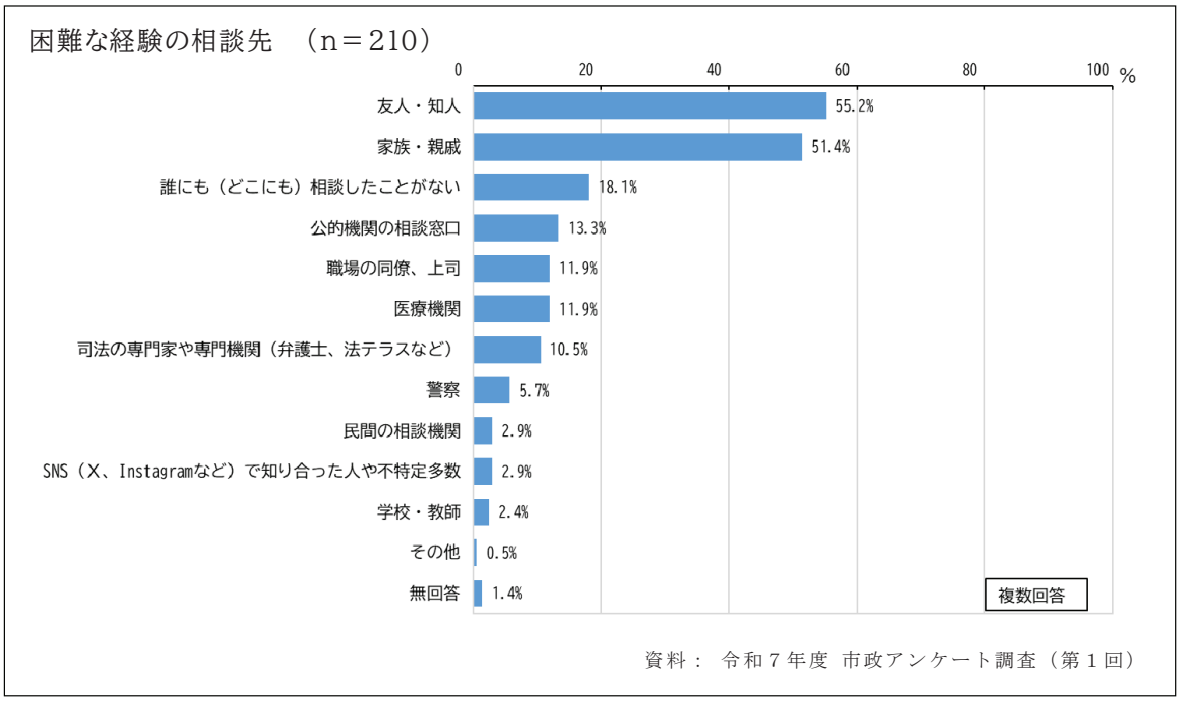

令和６年４月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、国や地方自治体は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性やそのおそれのある女性が安心かつ自立して社会生活を営むことができるよう、抱えている課題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供する体制を整備するもの

とされています。

本市では、これまで、女性に向けた専門的な相談支援のほか、高齢、障がい、子ども、在住外国人、生活困窮などの各分野での支援を幅広く実施してきましたが、複数の分野にまたがる課題や新たな課題、また、既存の施策や取組みでは対応しきれない支援の狭間にあるニーズに適切に対応するためには、民間団体を含めた多機関協働による連携支援の枠組みのもとで役割分担や支援方針の共有を図ることや、ニーズの早期把握や自立までの中長期的な支援も視野に入れつつ、新たな支援のあり方についても検討する必要があります。

なお、困難を抱える女性への支援や施策の実施にあたっては、困難を抱える女性の人権を尊重し、寄り添い、その意向を最大限尊重するとともに、女性個人に起因する問題と捉えることなく、置かれた状況やその背景にある社会的な問題を踏まえ、適切に対応することが求められます。

令和7（2025）年度の「市政アンケート調査」では、困難な問題を解決するために行政がすべきこととして、「相談窓口の積極的な周知」が 46.0%と最も高く、次いで「支援制度の情報提供」が 40.1%、「専門性の高い相談員による相談対応」が 31.5%でした。

また、望ましい相談体制としては、「匿名でできること」が 50.6%、「周りに知られず安心してできること」が 45.4%、「24 時間いつでもできること」が 44.5%でした。

一人ひとりの状況に応じた多様な支援を包括的に提供するとともに、誰もが安心して気軽に悩みを相談できる相談体制の整備を進めていく必要があります。

困難な問題を解決するために行政がすべきこと　（N＝559）

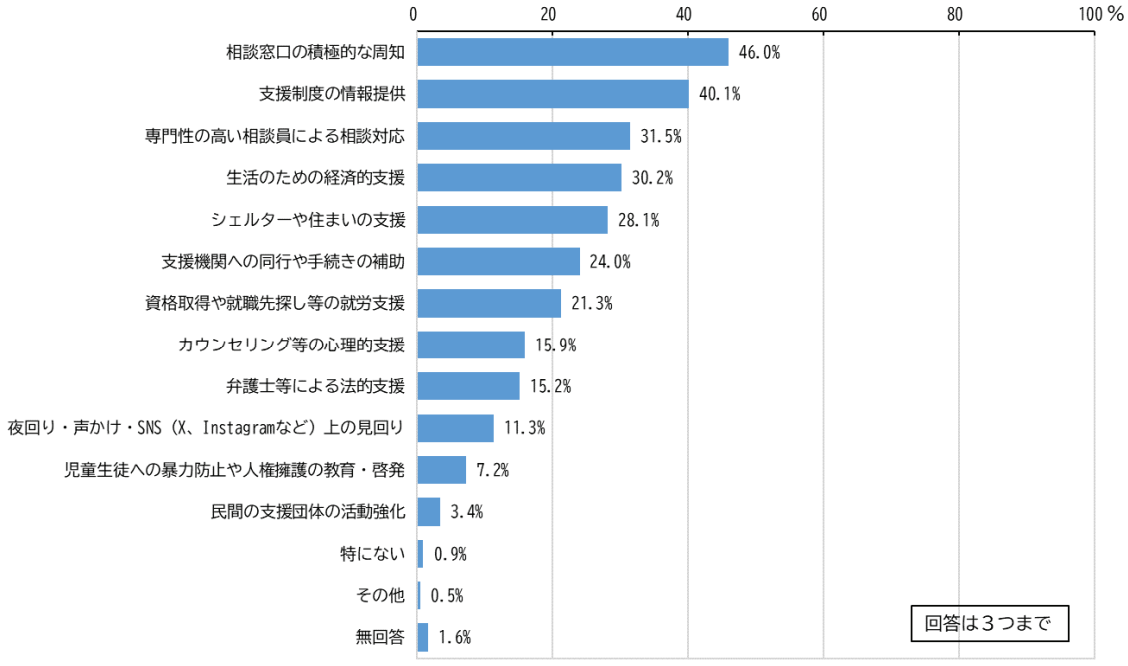

資料：　令和７年度　市政アンケート調査（第１回）

望ましい相談体制　（N＝559）

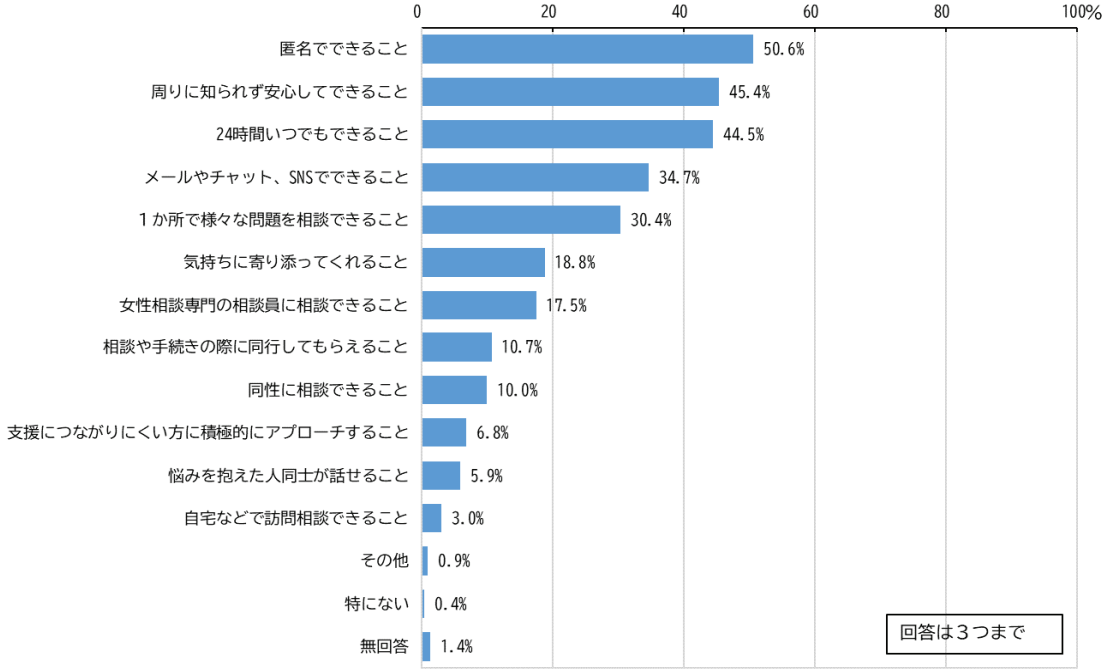

資料：　令和７年度　市政アンケート調査（第１回）

④　ワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進

令和2（2020）年以降の新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、時間と場所を選ばない多様で柔軟な働き方がますます広がり、働き方改革も進んでいます。令和6（2024）年度の「福岡市内事業所における労働実態調査」では、年次有給休暇取得率が60％以上の企業は約5割まで増加し、1カ月の平均残業時間が20時間以下の企業も約8割に達するなど、労働環境は改善傾向にあることがうかがえます。

さらに、男性の育児休業取得率は 48.7％と、5年前の 5.1％から大幅に上昇するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みが成果を上げており、働きやすいと感じる労働者も増えています。

育児休業取得率

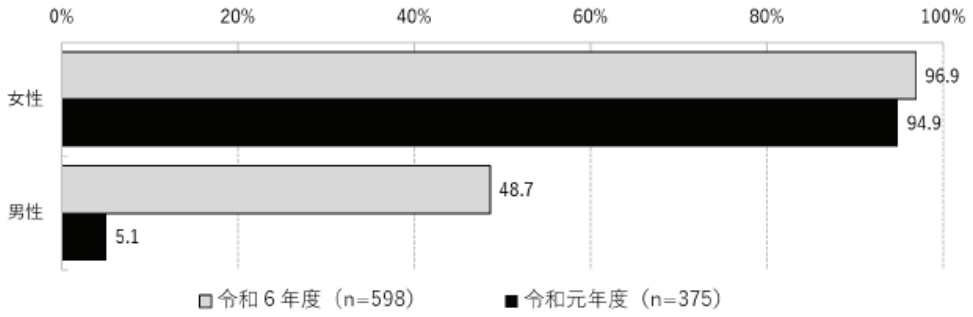

資料：　令和６年度 福岡市内事業所における労働実態調査

最近3年程度での働きやすさについての変化

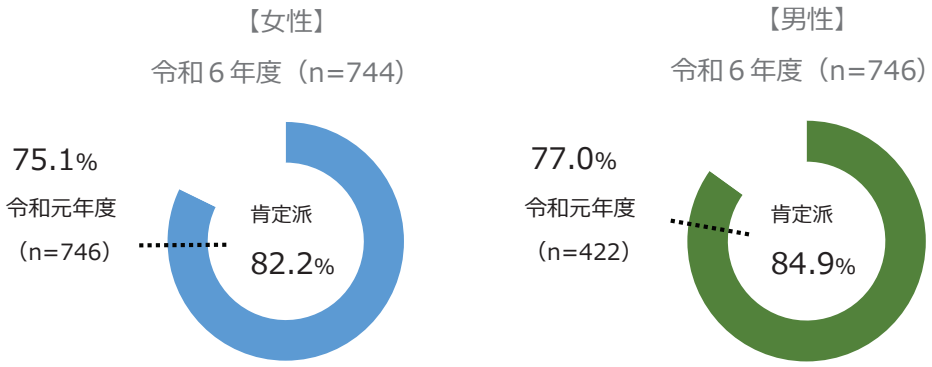

資料：　令和６年度 福岡市内事業所における労働実態調査

育児や介護のダブルケアや自身の病気治療など、仕事との両立の支援を要する様々な理由を抱えた労働者が今後一層増えることが予想されます。このような中、ワーク・ライフ・バランスを推進することは、優秀な人材の確保、定着、意欲の向上、最終的には業績の向上など、企業の持続可能な成長にもつながります。男女ともに多様で柔軟な働き方を選択できるよう、企業への働きかけなどの啓発を進めていくとともに、ワーク・ライフ・バランスのさらなる実現に向けて、DX 推進などの業務効率化への取組みを進める必要があります。

また、固定的な役割分担意識は改善しているものの、家庭内における家事・育児・介護の役割分担は依然として女性に偏っており、育児休業取得者の平均取得期間や短時間勤務制度の利用状況などにおいても、男女で大きな差が生じています。

育児休業取得者の平均取得期間

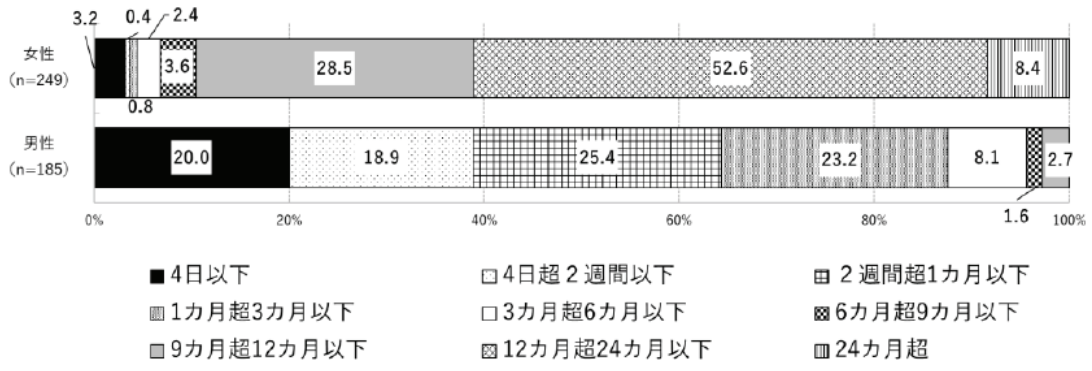

資料： 令和６年度 福岡市内事業所における労働実態調査

女性が男性に比べ無償ケア労働の負担を多く引き受けている状況を解消し、男女がともに家事・育児等に参画しながらキャリア形成と両立可能な働き方を選択できる環境を整備するため、「共働き・共育て」の推進に向けた取組みや、介護との両立に向けた環境づくりは重要です。また、地域活動などにおいても、男性が積極的に参画できるよう、地域や市民団体、企業などと連携しながら取組みを進める必要があります。

また、女性活躍に関しては、令和6（2024）年度の「福岡市内事業所における労働実態調査」において、女性活躍の取組みを「進めている」と回答した事業所は 60.8％で、令和元年度の 45.6％から 15.2 ポイント増加しています。

女性正社員の結婚・出産後の就業継続状況をみると、「正社員として働き続ける人がほとんどである。（8割以上）」が 60.1％で、令和元年度の 41.1％から 19.0 ポイント増加しており、事業所における女性活躍の取組みや、女性が働き続けられる職場環境づくりは進んでいます。

女性活躍推進への取組み状況

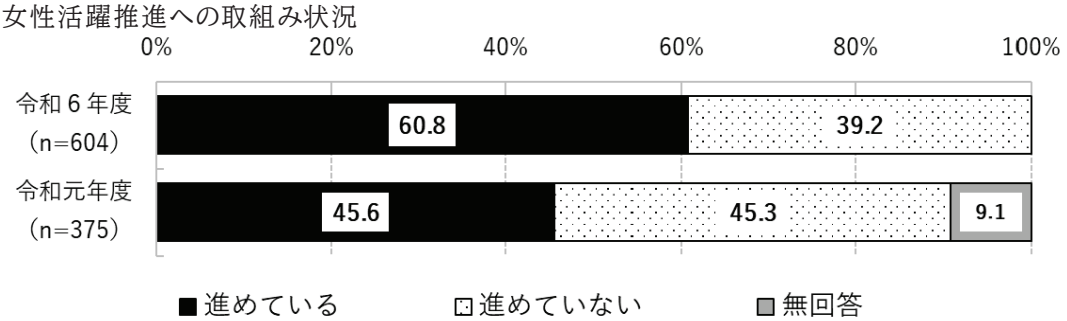

資料： 令和６年度 福岡市内事業所における労働実態調査

また、昇進したいと考える女性の割合は、47.2％で、令和元年度の 36.2％から 11.0 ポイント増加し、女性の意識改革が進んでいることもうかがえます。

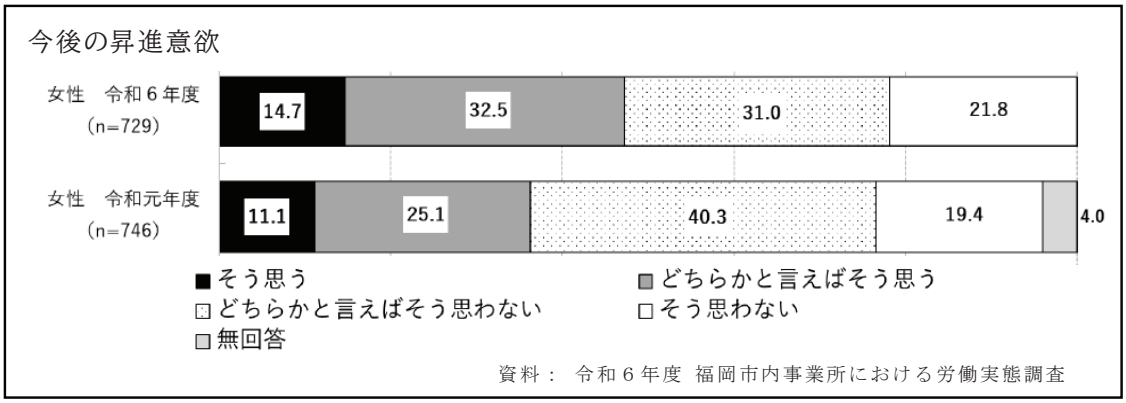

一方で、事業所における女性管理職比率は 13.3％にとどまるなど、女性の能力が十分に発揮されているとは言えない状況であり、男女間格差は未だに解消されていません。

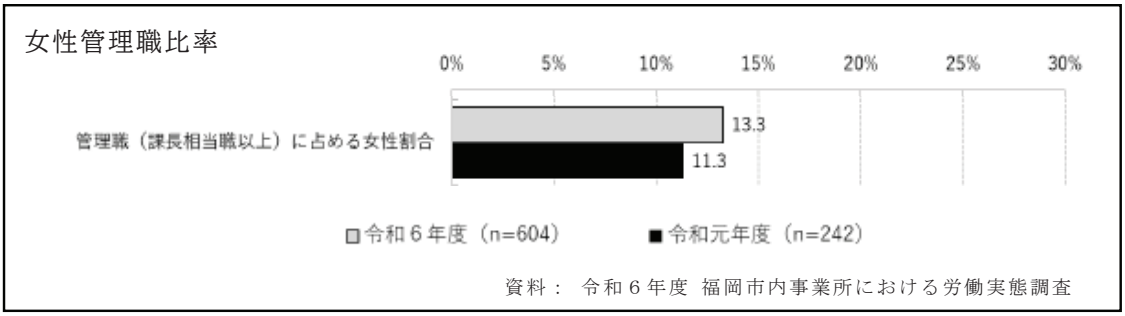

男女間格差（賃金、昇進）については、男女の固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを背景に、配置や経験などの人材活用のプロセスにおける、性別の偏りなど、従来の雇用制度や慣行が、格差が生じる要因の一つとなっていることが想定されます。

企業における配置や経験、働き方などの男女別の状況を数値化し、女性活躍の取組みを多角的な視点で診断できるプログラム導入、活用促進など、企業の取組みを強化する必要があります。

また、女性活躍などに関する企業向けの講演や、女性のキャリア形成に向けた講座を実施するとともに、健康課題等と仕事の両立支援を行うなど、誰もが自らのキャリアパスを描いて働き続けることができるよう、企業への啓発や支援に取組むことが求められます。

さらに、女性の再就職や起業支援を行うほか、ライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を支援する取組みを進める必要があります。

研修実施・受講状況

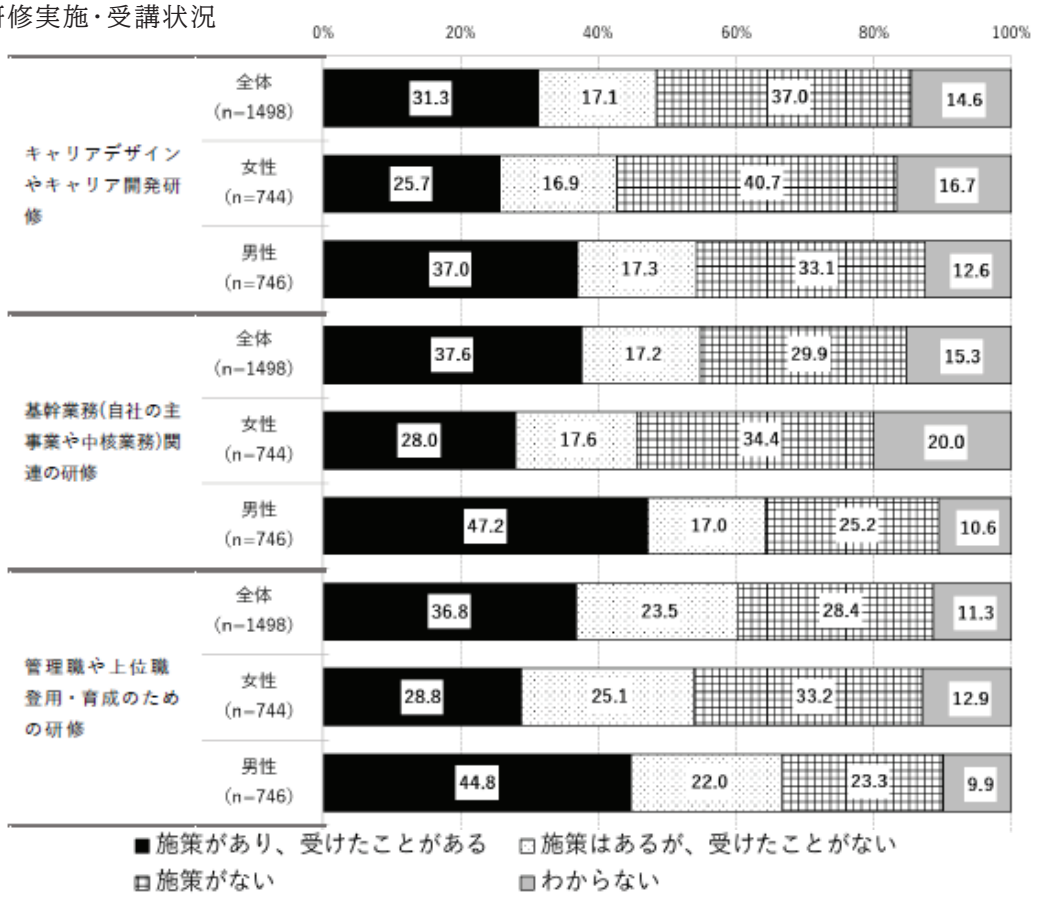

資料： 令和６年度 福岡市内事業所における労働実態調査

II. 第5次基本計画の基本的考え方

1　福岡市が目指す姿

性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会

平成 27(2015)年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標5に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが掲げられており、目標年を 10 年後に控えた令和2(2020)年には、SDGs の達成に向けて行動規模の拡大を図る「行動の 10 年」がスタートするなど、世界中がこの目標の実現に向けて、官民を挙げた取組みを強化しています。

国においても、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、「女性活躍推進法」などの改正が行われたほか、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定されるなど、男女共同参画や女性活躍の取組みを加速するための法整備が進められています。

また、福岡市では、第 10 次福岡市基本計画において「生活の質の向上」と「都市の成長」の持続的な好循環を創り出すことを都市経営の基本戦略として掲げ、分野別目標の一つとして、「一人ひとりが心豊かに暮らし、自分らしく輝いている」を設定しています。そして、その実現に向けた「多様な市民が輝くユニバーサル都市・福岡の推進」として、男女共同参画に取り組んでいくことを示しています。男女共同参画の推進に取り組むことは、誰もが思いやりを持ち、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人にやさしいまちの実現にもつながるものです。

これまで、第1次から第4次基本計画までの 20 年間において、個々を尊重し合い、性別にかかわりなく一人ひとりが輝ける社会を、市民の共感を得ながら、市民とともに作り出すことを目指して、男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある社会通念、慣行、偏った意識、制度などを改める取組みを進めており、市民の意識にも一定の変化が生まれてきています。

こうした意識の変化が、一人ひとりの行動変容につながるよう、啓発から実践へと、次のステージへステップアップを図るため、ライフステージに応じた実効力のある取組みを行うとともに、あらゆる取組みに男女共同参画の視点を確保するため、意思決定過程へのさらなる女性の参画促進に取り組むこととします。そして、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍でき、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

第5次基本計画では、第4次基本計画の理念を引き継ぎながら、市が市民とともに目指す姿を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組みをさらに進めることとしました。

福岡市が目指す男女共同参画社会

基本目標1　あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会

あらゆる年代・性別の市民が、自らの意思で多様な生き方を選択できるとともに、異なる考えや生き方をも互いに尊重しながら、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

基本目標2　あらゆる暴力が根絶された社会

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、ジェンダーに基づく暴力が根絶された社会を目指します。

基本目標3　女性が安心して暮らせる社会

様々な問題を抱え、女性であることに起因して困難な立場に置かれている女性が、多様な支援を包括的に受けることができるとともに、人権尊重及び男女平等が実現し、女性が安心して、かつ、自立して暮らすことができる社会を目指します。

基本目標4　仕事と生活の調和が実現した社会

従来の働き方が制度・意識の両面から改善され、誰もが働く場における責任を果たすとともに、多様な働き方の選択などにより、仕事と生活の調和を図りながら、家事・育児、介護、地域活動などにおいて、性別にかかわらず積極的に役割を果たし、責任と充実感を分かち合いながら、共に暮らしやすい社会を目指します。

基本目標5　性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会

性別にかかわらず教育、昇進等の機会と待遇が均等に確保されるなど、誰もがそれぞれに望むキャリアパスを描いて働き続けることができる職場環境がつくられ、その能力を発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会を目指します。

基本目標6　あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

市の審議会等委員、市役所の管理職などの女性比率が一層高まり、市の政策・方針決定過程に男女が共に参画するとともに、地域においては、諸団体の長への女性の就任が進み、男女共同参画の視点をもって、地域課題の解決に取り組むことにより、多様な視点で様々な立場を考慮した政策などの立案・実施が可能になる社会を目指します。

2　第5次基本計画の位置づけ

⑴　国及び福岡県の男女共同参画基本計画との関連

男女共同参画社会基本法（第 14 条第3項）に基づき、国及び福岡県の男女共同参画基本計画を勘案することとし、特に、第5次基本計画策定作業とほぼ同時に進められた国の第6次男女共同参画基本計画を参考にしました。

⑵　市条例の具体化

条例（第 11 条）では、「市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定しなければならない」と定めています。

この第5次基本計画は、今後、福岡市が取り組むべき施策の基本的な方向を示すとともに、男女共同参画の推進に関する具体的施策の実施計画としての役割を果たすものです。

⑶　DV防止法との関連

DV防止法（第2条の3第3項）に基づき、基本目標2「施策の方向1　配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止」の部分を、市町村基本計画と位置づけています。

⑷　女性活躍推進法との関連

女性活躍推進法（第6条第2項）に基づき、基本目標4と基本目標5の部分を、市町村推進計画と位置づけています。

⑸　女性支援新法との関連

女性支援新法（第8条第3項）に基づき、基本目標3の部分を、市町村基本計画と位置づけています。

⑹　市総合計画との関連

福岡市基本構想（平成24年 12 月策定）及び第 10 次福岡市基本計画（令和6年 12 月策定）との整合性を図ります。

福岡市では、多くの市民の皆様とともに策定した「福岡市総合計画」に基づき、経済的な成長と心豊かな暮らしのバランスが取れた持続可能な都市づくりを進めることにより、SDGs の達成に取り組んでいます。

3　計画期間

令和8年度から令和 12 年度までの5年間とします。

4　第5次基本計画の体系

第5次基本計画では、6つの基本目標の実現に向けて取り組むべき「施策の方向」を明らかにし、その方向性に沿って、今後5年間に推進する「具体的施策」を示しています。
また、現計画の評価と課題、社会経済情勢の変化などを踏まえ、重点的に取組む施策を選定しています。

重 は重点的に取り組む施策

施策の方向	具体的施策
基本目標1　あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会	
1 男女平等教育の推進	1 学校教育における男女平等教育の推進
	2 教育に携わる者への研修の充実
2 男女共同参画にかかる啓発・学習の全市的展開 重	3 男女共同参画推進センターにおける男女共同参画に関する啓発・学習及び相談の充実
	4 区役所、人権啓発センターにおける取組みの推進
	5 公民館における取組みの推進
	6 男女共同参画に関する調査・研究
	7 男女共同参画に関する広報と情報提供
	8 市民団体、NPO等との連携・共働
3 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援 重	9 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援
	10 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透
4 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進 重	11 男女共同参画の視点に立った防災事業
5 国際理解・交流の推進	12 男女平等に関する国際理解の推進
6 生涯にわたる健康支援	13 青少年に対する支援、意識啓発
	14 母性の保護の重要性に関する認識の浸透
	15 妊娠・出産に関する健康管理の支援
	16 ライフステージに応じた心身の健康管理の支援
7 性の多様性が尊重される環境づくり	17 性的マイノリティ当事者やその家族等に対する支援
	18 市民や企業等に対する教育・啓発
基本目標2　あらゆる暴力が根絶された社会	
1 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止 重	19 相談体制の充実と連携体制の強化
	20 被害者の安全確保
	21 被害者の自立のための支援
	22 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発
	23 DV対応と児童虐待対応の一体的支援
2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止	24 相談の充実
	25 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援
	26 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発
	27 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止
	28 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

19～23：福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第4次）

施策の方向　　具体的施策

基本目標3　女性が安心して暮らせる社会

- 1 **安心して相談できる体制の充実** 重
  - 29 相談体制の充実
  - 30 支援対象者の早期把握
- 2 安全確保への取組みの充実
  - 31 一時保護者の状況に応じた支援
  - 32 同伴児童への支援
- 3 回復と生活の安定に向けた切れ目のない支援の充実
  - 33 自立のための支援
  - 34 心理的ケアの充実
- 4 **多様な主体との連携による支援の推進** 重
  - 35 関係機関との連携・協働
  - 36 民間団体との連携・協働
- 5 **女性の支援につながる教育・啓発・人材育成の推進** 重
  - 37 人材育成・研修
  - 38 女性の人権の尊重を図るための教育・啓発

福岡市女性支援基本計画

基本目標4　仕事と生活の調和が実現した社会

- 1 **仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進** 重
  - 39 企業に対する多様で柔軟な働き方の取組み支援
  - 40 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供
  - 41 市役所における意識啓発
  - 42 男性への意識啓発と、家庭や地域活動への参画促進
  - 43 相談の充実
- 2 子育て・介護支援の充実
  - 44 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実
  - 45 子育て支援の充実
  - 46 介護支援の充実

基本目標5　性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会

- 1 **働く場における女性活躍推進の支援** 重
  - 47 企業に対する女性活躍推進の取組み支援
  - 48 働く女性のキャリアアップ支援
  - 49 働く女性への労働に関する広報と情報提供
  - 50 相談の充実
  - 51 農林水産業の分野における女性の参画促進
- 2 **女性の就業・起業支援** 重
  - 52 就業意識の啓発と職業能力の向上
  - 53 女性の起業支援
  - 54 再就職の支援

福岡市働く女性の活躍推進計画（第３次）

基本目標6　あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

- 1 **市の政策・方針決定過程への女性の参画促進** 重
  - 55 審議会等への女性の参画促進
  - 56 市役所における男女共同参画の推進
  - 57 政治分野における女性の参画促進
- 2 **地域活動の方針決定過程への女性の参画促進** 重
  - 58 自治協議会等への女性役員の参画促進
  - 59 地域の女性リーダー育成と活躍支援

5 成果指標

成 果 指 標

計画期間中に本市が達成すべき成果指標として、基本目標ごとに、次の9項目を設定します。

（単位：%）

基本目標	項　目	目標値	現状値
1	**●男女の固定的な役割分担意識の解消度** 「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方に否定的な人の割合 【市基本計画の成果指標に関する意識調査】	85	77.1 （令和6年度）
2	**●配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度** いずれかの相談窓口を知っている人の割合 【市政に関する意識調査】	90	79.0 （令和5年度）
	●中学生・高校生世代の「デートDV」についての認知度 デートDVについて「言葉を知っている」と回答した中学生・高校生世代の割合 【市青少年の意識と行動調査】	中学生 50 高校生世代 90	中学生 46.2 高校生世代 84.2 （令和5年度）
3	**●女性支援の機関・団体職員研修における理解度**	100	―
4	**●ワーク・ライフ・バランスを推進するための制度を導入している事業所の割合** 【市内事業所における労働実態調査】	85	79.1 （令和6年度）
	●事業所における男性の育児休業取得率 【市内事業所における労働実態調査】	85	48.7 （令和6年度）
5	**●事業所における女性管理職比率** 【市内事業所における労働実態調査】	18	13.3 （令和6年度）
6	**●福岡市の審議会等委員への女性の参画率**	40 以上 60 以下	41.0 （令和 7 年8月1日）
	●福岡市役所における女性管理職比率	28	20.3 （令和 7 年5月1日）

参 考 指 標

計画の進捗状況をわかりやすく示す指標として、参考指標を設定します。

≪中長期的な参考指標≫

社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合

現状値： 12.4%（女性 8.0%、男性 18.8%）【令和5年度市政に関する意識調査】

基本目標	項　目	現状値
1	**○男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」の認知度** 「内容を知っている」と回答した人の割合 【市政に関する意識調査】	3.7% （令和5年度）
	○女性が職業を持つことに対する考え 「ずっと職業を持っている方がよい」と考える人の割合 【市政に関する意識調査】	52.9% （令和5年度）
2	**○配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合** 「精神的暴力（あなたを大声で怒鳴る）を受けたことがある」と回答した人の割合 【市政に関する意識調査】	女性　31.6% 男性　24.3% （令和5年度）
	○デートDV防止に関する予防教育実施校数	6校 （令和6年度）
3	**○支援方針の決定に係る協議への相談者本人の参画割合**	―
4	**○男性の育児休業の平均取得期間が2週間超の事業所の割合** 【市内事業所における労働実態調査】	61.0% （令和6年度）
	○女性正社員の結婚や出産後の就業継続状況 「正社員として働き続ける人がほとんど（8割以上）」の割合 【市内事業所における労働実態調査】	60.1% （令和6年度）
	○家事・育児・介護の分担状況について、配偶者（パートナー）間での話し合いの経験 「よく話し合ってきた」「話し合ったことがある」人の割合 【市内事業所における労働実態調査】	69.8% （令和6年度）
5	**○女性管理職がいない市内事業所の割合** 【市内事業所における労働実態調査】	31.5% （令和6年度）
	○女性管理職割合が18%以上の事業所の割合 【市内事業所における労働実態調査】	39.5% （令和6年度）
	○「ふくおか女性活躍NEXT企業見える化サイト」登録企業における女性管理職比率	19.8% （令和6年度）
	○女性の就業者に占める正規雇用者の割合 【就業構造基本調査】	45.6% （令和4年度）
6	**○地域における諸団体の長への女性の就任状況**	25.1% （令和7年7月1日）

6 計画の推進

⑴ 推進体制と進行管理

① 庁内の推進体制

庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」（会長：市長、副会長：市民局男女共同参画部所管の副市長、委員：全事業管理者及び全局・区長等、幹事：関係部長）において、第5次基本計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内の連携強化を図り、あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開されるよう、本市の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。

② 男女共同参画審議会

市長の附属機関として設置している「福岡市男女共同参画審議会」（以下「男女審議会」という。）は、市長の諮問に応じ、本市の男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査・審議し、市長に答申するほか、必要と認められる事項について市長に意見を述べます。

③ 施策に対する苦情への対応

条例第 26 条に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民から苦情が寄せられた場合、市長は、男女審議会の意見を聞いたうえで、必要に応じて適切な措置を講じます。

④ 基本計画の進行管理と推進状況の公表

市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を男女審議会に報告し、意見及び評価を受けて基本計画の進行管理を行います。また、条例第 12 条に基づき、実施状況及びその評価を年次報告書にまとめ、市民に毎年公表します。

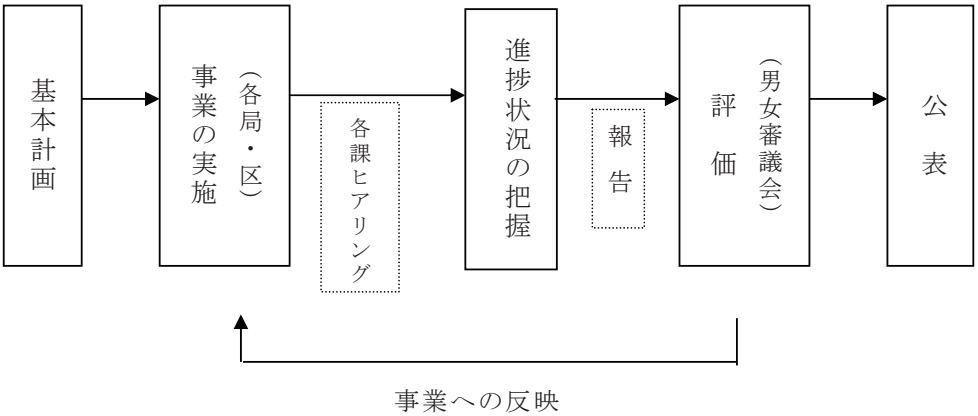

⑵ 男女共同参画推進に関する拠点施設、区役所の役割

あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開され、地域において男女共同参画が広く市民に浸透していくうえで、拠点施設であるアミカス、区役所が果たす役割は次のとおりです。

①　拠点施設「男女共同参画推進センター・アミカス」の役割

アミカスは、条例第 25 条で、「市が男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取組を支援するための拠点施設」と位置付けられています。

拠点施設として、多様な選択を可能にする意識啓発、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応した学習機会の提供、相談事業、及び図書事業などの諸事業を実施するほか、様々な分野の団体や市民グループ等との連携・共働を推進し、市民の自発的な活動を積極的に支援していきます。

また、事業実施などから得られる市民のニーズや事業効果について直接感じ、把握して、効果的・効率的な事業の企画・立案をはじめとする総合的な企画調整に活かしていきます。

次の取組みについて積極的に推進していきます。

ア　あらゆる人が共感できる男女共同参画の推進

男女共同参画についての市民の意識がより浸透し、一人ひとりの行動につながるようライフステージに応じた取組みを実施します。特に、男女共同参画社会の形成が男性にとっても生きやすい社会となることへの理解を深めることや、男性の家事・育児への参画を促進するため、男性自身の意識啓発を目的とした講座や、これから社会を担っていく若年層が共感できる取組みを進めます。

同時に、男性の家庭や地域への参画を推進するため、働きやすい職場づくりを目的とした講演会など、企業におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた啓発を進めます。

イ　地域支援の充実

地域における男女共同参画の取組みを支援するため、公民館、校区の自治協議会や男女共同参画協議会等に対する情報提供を行います。また、地域における男女共同参画について、基礎が学べる講座の配信や女性リーダー育成を目指す講座の実施、「男女共同参画推進サポーター」等の研修講師の派遣など、区の男女共同参画担当部署とも連携しながら、支援を充実します。

ウ　市民グループの育成・支援

市民の幅広い男女共同参画への認識を深めるため、男女共同参画のまちづくりや男性の家事・育児への参画促進、女性の活躍推進など、さまざまな分野で男女共同参画の推進に資する活動を行っている市民グループの専門性を活かし、男女共同参画の推進につながる活動に対して、経済的支援、広報への協力などを行います。

また、市民グループ相互のネットワークづくりや情報交換、交流の機会提供に努めます。

エ　相談機能の充実

夫婦、家族、職場の人間関係の悩みや、生き方、性格、労働、貧困などの生活上の悩みなど、幅広い相談に応じるために、相談員の専門性を向上し、相談機能の充実・強化を図るとともに、「アミカス DV 相談ダイヤル」、「男性のための相談ホットライン」などを活用しながら、配偶者暴力相談支援センターや、区保健福祉センター等との連携を強化します。

オ　広報・啓発

男女共同参画に関する広報、啓発のため、広報誌やホームページなどにより男女共同参画に関する情報をタイムリーかつ分かりやすく提供します。

また、アミカス館内に、男女共同参画に関する基礎知識、情報を効果的に掲示し、アミカスに来館した市民が男女共同参画について学べる環境づくりに努めます。

カ　女性のチャレンジ支援の充実

働く女性を対象に、キャリア形成支援セミナーを実施するとともに、女性が出産・育児、介護などのライフイベントを経ても、希望に応じた働き方が選択できるよう、女性の再就職や起業支援に取り組みます。

福岡市男女共同参画推進センター
Fukuoka City Gender Equality Promotion Center
アミカス

愛称の「アミカス」はラテン語で「仲間・友達」を意味する言葉からとったもので、一般公募により名づけられました。

②　地域の男女共同参画推進における区役所の役割

区役所は、身近な地域の総合行政機関として市民生活に欠かせない様々なサービスを提供するとともに、地域の特性や課題を踏まえたまちづくりの拠点としての役割を果たしています。区及び校区における男女共同参画を推進するうえでも、地域に密着した支援の窓口として次のような役割を果たします。

ア　校区における主体的な男女共同参画活動への支援

全市的な男女共同参画推進の動きと区の特性や現状を踏まえながら、校区の取組み状況を把握し、先進的取組みや課題解決の事例に関する情報を、様々な機会を捉えて各校区が共有できるよう努めます。

イ　男女共同参画の視点に立った地域自治への支援

また、関係部署が連携して、男女共同参画推進活動が校区全体の取組みとして主体的に行われ、意思決定過程に男女が共に参画し、男女共同参画の視点に立った地域の自治が行われるよう支援します。

⑶　多様な主体との連携・共働

①　NPO、事業者等との連携・共働

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく市民や事業者の主体的な取組みが不可欠です。複雑化、多様化、複合化する市民のニーズや地域課題に適切に対応していくため、教育機関、市民グループ、NPO、企業、マスメディア等との連携・共働を進め、地域に根ざした身近な情報発信を行うとともに、多様な主体が持つ専門性や実践的ノウハウなどを活かした取組みを進めます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や、あらゆる人が共感できる男女共同参画を進めるには、特に企業への働きかけが必要であり、商工会議所をはじめとする業界団体や、先進的な取組みを実施している企業との連携に努めます。

②　自治協議会等との連携・共働

男女共同参画を推進する活動が市民的広がりを持つためには、地域におけるまちづくりのパートナーである自治協議会との連携・共働が重要です。

地域での男女共同参画推進活動は、現在、校区男女共同参画協議会等が自治協議会の一員として活動し、「男女共同参画に関する事業」は自治協議会が行う「まちづくり基本事業」に位置づけられています。

男女共同参画が地域に広く浸透し、校区が男女共同参画の視点に立って運営されるためには、男女共同参画推進活動や男女共同参画意識が、男女共同参画協議会等の活動にとどまらず、自治協議会全体の取組みにまで広がっていくことが望まれます。

自治協議会等と市が目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、地域における男女共同参画を推進していけるよう、さらに連携を深めていきます。

③　国・県等との連携

男女共同参画社会基本法は、地方公共団体に、男女共同参画社会の形成に関して、国の施策に準じた施策の実施責任を規定しています。このため、国や福岡県の動向を的確に把握し、本市の男女共同参画に関する諸施策に反映させていきます。

また、福岡県と北九州市、久留米市、福岡市の男女共同参画推進センター間で情報共有に努めるとともに、他の政令指定都市とも大都市に共通の課題などについて情報交換に努め、基本計画を効果的に推進します。

第2部

計 画 各 論

基本目標1　あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会

（目指す姿）

あらゆる年代・性別の市民が、自らの意思で多様な生き方を選択できるとともに、異なる考えや生き方をも互いに尊重しながら、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します

施策の方向　1　男女平等教育の推進

◆次代を担う子ども達が性別に捉われず、個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等教育を推進します。
◆学校教育、幼児教育、社会教育など、あらゆる教育関係者に対する研修を推進します。
◆大学生等を対象とした、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるための啓発を行います。

1　学校教育における男女平等教育の推進

●小・中学生向け男女平等教育副読本を作成・配布するとともに、活用促進に努めます。

取　組　み	担当局
○小・中学生向け男女平等教育副読本の作成・活用	市民局 教育委員会

●性別に捉われないキャリア形成ができるよう、中学生を対象とした出前型セミナーを実施します。

○中学生向け出前セミナー	市民局

●男女平等の理念に立って教育課程を編成し、教科などの特質や児童生徒の発達段階に応じた男女平等教育を行います。
●家庭生活における活動について、性別にかかわりなく家族の一員として役割を果たし、家庭を築いていくことの重要性を認識し、生活に必要な知識・技能を習得させるため、家庭科教育の充実を図ります。

○男女平等の理念に立った教育課程の編成 ○職場体験学習 ○家庭科教育の充実 ○育児の体験学習等 ○学校生活全体にわたっての見直し ○アントレプレナーシップ教育	教育委員会

●大学生等を対象に、男女共同参画や性別に捉われない将来設計、ワーク・ライフ・バランスに関する理解を深めるための啓発を行います。

○学生向け啓発事業	市民局

2　教育に携わる者への研修の充実

●市立学校の教職員を対象に、学校教育における男女平等教育の推進について理解を深める研修を実施します。

取　組　み	担当局
○男女平等教育研修会	教育委員会 市民局
○新任教頭研修	教育委員会

●公民館長・主事及び保育所職員等を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。

○公民館長・公民館主事研修	市民局
○保育所職員等研修	こども未来局

施策の方向 2　男女共同参画にかかる啓発･学習の全市的展開

◆アミカスは、市の男女共同参画を推進する拠点として、市民や企業の啓発、地域活動や市民活動の支援、情報発信などに努めるとともに、効果的・効率的な事業の企画・立案をはじめとする総合的な企画調整機能を強化します。
◆区役所や公民館等において、地域における取組みや、全市的に広がりのある啓発、学習機会の提供、情報発信を進めます。

3　男女共同参画推進センターにおける男女共同参画に関する啓発・学習及び相談の充実

●アミカスにおいて、市民グループや地域とも連携を図りながら、様々な講座・講演会を実施し、広く市民が共感できるように意識啓発及び学習機会の充実を図ります。
●男女の固定的な役割分担意識から生じる様々な相談に応じるために相談機能の充実・強化を図ります。

取　組　み	担当局
○男女共同参画基礎講座 ○アミカスフェスタ ○市民グループ活動支援事業 ○アミカス地域支援事業 ○アミカス相談室における相談	市民局

4　区役所、人権啓発センターにおける取組みの推進

●区役所において各校区の男女共同参画の取組み状況を把握し、校区の実情に応じた男女共同参画を推進する活動が展開されるよう支援します。

取　組　み	担当局
○校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援 ○区男女共同参画連絡会の活動支援 ○男女共同参画社会づくり講座 ○市民センターにおける男女共同参画講座・講演会	区役所

●区役所や人権啓発センターなどにおいて、男女共同参画の推進に関する講座などを実施します。

○人権尊重週間「人権を尊重する市民の集い」 ○人権総合講座（ココロンセミナー）	市民局

5　公民館における取組みの推進

●公民館において男女共同参画の推進に関する講座を実施するとともに、市民に学習の場を提供するなど、地域における男女共同参画の取組みを支援します。

取　組　み	担当局
○公民館における男女共同参画学習講座	市民局

6　男女共同参画に関する調査・研究

●市民の男女共同参画に関する意識調査を定期的に行うとともに、企業における女性社員の登用や就業環境などの調査を実施し、施策に生かしていきます。

取　組　み	担当局
○男女共同参画社会に関する市民意識調査 ○市内事業所における労働実態調査	市民局

7　男女共同参画に関する広報と情報提供

●男女共同参画に関する関係法令、条例及び第５次基本計画の周知に努めます。

●市やアミカス、人権啓発センターの広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用して、男女共同参画について、市民が共感できる広報に努めます。

●アミカスや人権啓発センターにおいて、男女共同参画の推進に関する図書、ビデオ、ＤＶＤ、資料の閲覧・貸出を行います。

取　組　み	担当局
○出前講座 ○市政だよりによる広報 ○市のホームページ・ＳＮＳでの情報提供 ○情報提供事業 ○広報啓発紙の発行 ○アミカス図書室による情報の提供 ○ココロンセンターだより ○人権啓発用音源「こころのオルゴール」 ○福岡市学習情報提供システム「まなびアイふくおか」での情報提供	市民局

●男女共同参画の視点に立った広報発信を進めるため、行政広報物を作成する留意点をまとめた「表現のガイドライン」の周知に努めます。

○行政広報物における表現のガイドラインの周知	市民局

●男女共同参画を含むユニバーサルデザインの考え方や取組みの普及・啓発を図ります。

○「わかりやすい広報物作成の手引き」の周知	市長室
○ユニバーサル都市・福岡の推進	総務企画局

８　市民団体、ＮＰＯ等との連携・共働

●男女共同参画推進に取り組む市民団体等を対象に、アミカスや人権啓発センターで市民による講座・講演会の企画を公募し、市民団体等の活動を支援するとともに、情報交換や活動発表を行う場の提供を通して、団体間の交流とネットワークづくりを支援します。

●ＮＰＯ等の知見を活かし、効果的に事業を実施します。

取　組　み	担当局
○市民グループ活動支援事業（再掲） ○人権啓発センター利用登録団体との共働事業 ○女性のためのつながりサポート事業	市民局

施策の方向 3　地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援

◆男女共同参画の視点を持って地域の様々な活動が展開されるよう、地域の主体的な取組みの支援、「みんなで参画ウィーク」を活用した広報・啓発や、男女共同参画協議会等の活動支援に取り組みます。

9　地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援

●男女共同参画が地域に浸透し、地域が主体的に男女共同参画の推進に取り組めるよう、所管局、区が連携し支援します。

●男女共同参画の推進に向けて地域や諸団体が行っている取組みを支援し、先進的取組みや課題解決の事例に関する情報を、様々な機会を捉えて各校区に情報提供します。

●地域で活動する人を対象とした講座の実施や、市民研修講師である「男女共同参画推進サポーター」などの派遣を行います。

取　組　み	担当局
○男女協サミット（共催：七区男女共同参画協議会） ○出前講座（再掲） ○「みんなで参画ウィーク」の広報・周知 ○アミカス地域支援事業（再掲） ○七区男女共同参画協議会活動支援 ○七区男女共同参画協議会による校区における男女共同参画をテーマとした取組みの実施状況調査 ○男女共同参画推進担当者研修 ○公民館長・公民館主事研修（再掲）	市民局
○校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援（再掲） ○区男女共同参画連絡会の活動支援（再掲）	区役所

10　自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透

●男女共同参画推進活動が自治協議会など自治組織を含めた校区全体に広がるよう、「みんなで参画ウィーク」のさらなる浸透を図り、地域と共働で取組みを進めます。

●「男女共同参画推進サポーター」の派遣事業や出前講座の活用促進、公民館における男女共同参画学習講座の充実などにより、広く市民への男女共同参画意識の浸透を図ります。

取　組　み	担当局
○「みんなで参画ウィーク」の広報・周知（再掲） ○アミカス地域支援事業（再掲） ○出前講座（再掲） ○公民館長・公民館主事研修（再掲） ○公民館における男女共同参画講座（再掲） ○共創自治協議会事業	市民局

施策の方向 4　男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

◆男女共同参画の視点に立った地域防災を推進するとともに、防災をテーマとして、男女共同参画や多様性の必要性についての理解を深める取組みを進めます。

11　男女共同参画の視点に立った防災事業

●防災分野における男女共同参画の視点を取り入れることの必要性について、理解を促す取組みを進めます。

●避難所用の備蓄や災害時の避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点をもって取り組むとともに、地域への働きかけを行います。

取　組　み	担当局
○女性の視点を活かした防災事業 ○出前講座 ○博多あん（安全）・あん（安心）塾 ○アミカス地域支援事業（再掲） ○避難所運営ワークショップ	市民局

施策の方向 5　国際理解・交流の推進

◆男女平等に関する国際的な動向や、諸外国の女性の状況などについて、市民理解を深めるため、情報提供や学習機会の提供に努めます。

12　男女平等に関する国際理解の推進

●男女共同参画にかかる諸外国の状況について、情報の収集・提供や学習機会の提供を進め、市民の理解を促進します。

取　組　み	担当局
○男女共同参画に関する国際的な動向や諸外国の情報の収集及び提供 ○男女共同参画講座（諸外国の状況をテーマとするもの）	市民局

●日本人と外国人の相互理解を深めるため、地域と在住外国人との交流などの活動を支援します。

○地域における外国人住民との交流支援事業	総務企画局

施策の方向 6　生涯にわたる健康支援

◆思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点にも配慮しながら、発達段階に応じた教育を実施し、意識啓発を進めます。
◆市民や企業に対し、母性の保護の重要性について広く啓発を行うとともに、妊産婦に対する健康診査や育児不安の高い時期の相談支援など、出産前から出産後まで一貫した保健サービスの充実を図ります。
◆人生 100 年時代の到来を見据え、ライフステージに応じた健康の保持増進のため、相談機能の充実や、市民の健康づくりの支援に取り組みます。

13　青少年に対する支援、意識啓発

●思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが発達段階に応じた正しい保健や性に関する知識を持てるよう、喫煙、飲酒、薬物乱用が健康に及ぼす影響や親の役割などに関する学習機会を提供します。

取　組　み	担当局
○思春期相談 ○思春期ひきこもり等相談事業 ○女の子専用相談電話 ○プレコンセプションケアに関する情報発信事業 ○プレコンセプションケアセンター	こども未来局
○薬物乱用防止啓発事業	保健医療局

●若者が性感染症から自分の身体を守るための正しい知識の啓発や、性感染症の早期発見・早期治療のための検査を実施します。

○性感染症予防対策	保健医療局

●性に関する教育について、性感染症や性暴力の防止、性の多様性を認める態度の育成など、包括的に取り組むことができるよう、教職員への研修の充実を図り、性教育、健康教育を実施します。

○性教育の手引きに基づく指導 ○性に関する指導者研修会 ○情報モラル教育の推進	教育委員会

●子ども・若者が早期から自らのライフプランについて考える機会を提供します。

○プレコンセプションケアに関する情報発信事業（再掲） ○ライフデザイン支援事業	こども未来局

14　母性の保護の重要性に関する認識の浸透

●市民や企業に対して、母性の保護の重要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。

取　組　み	担当局
○マタニティスクール ○働くママとパパのマタニティスクール	こども未来局
○「働くあなたのガイドブック」の発行	経済観光文化局

15　妊娠・出産に関する健康管理の支援

●母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行います。特に、妊娠期からの相談支援、育児不安が強い産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図ります。

取　組　み	担当局
○妊婦健康診査 ○妊産婦等相談・生活支援事業 ○産婦健康診査 ○産前・産後サポート事業 ○母子巡回健康相談 ○母親の心の健康支援事業	こども未来局
○妊産婦歯科健康診査	保健医療局

●子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。

○不育症検査費・治療費助成 ○プレコンセプションケアセンター（再掲） ○プレコンセプションケア推進事業	こども未来局

16　ライフステージに応じた心身の健康管理の支援

●人生の各段階に応じた健康の保持増進のため、各種健康診査の受診を推進するとともに、健康づくりサポートセンターや区保健福祉センターにおいて、市民が自分に適した健康づくりを実践できるよう施策の充実を図ります。

取　組　み	担当局
○子宮頸がん検診、乳がん検診	保健医療局

●区保健福祉センター、精神保健福祉センターにおいて、心の健康に関する相談体制を充実し、ライフステージに応じたメンタルヘルスやストレス対策を含めた市民のこころの健康づくりに取り組みます。

○精神保健相談及びうつ病予防対策 ○心の健康づくり事業 ○依存症・ひきこもり等専門相談	保健医療局

施策の方向 7　性の多様性が尊重される環境づくり

◆性的マイノリティの当事者及びその家族等に対する支援を行うとともに、市民が性的志向や性自認に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。

17　性的マイノリティ当事者やその家族等に対する支援

●性的マイノリティであることを理由として困難な状況に置かれている人々について、電話相談などによる支援を行うとともに、当事者や家族等の交流を行います。

取　組　み	担当局
○パートナーシップ宣誓制度 ○ＬＧＢＴＱ電話相談 ○性的マイノリティ交流事業	市民局
○性的マイノリティの方のメンタルヘルスに関する専門電話相談	保健医療局

18　市民や企業等に対する教育・啓発

●講演会等の実施や性的マイノリティに関するリーフレットの作成をするとともに、性的マイノリティの支援に取組む企業等の応援をします。

取　組　み	担当局
○性的マイノリティに関する講演会等の開催 ○性的マイノリティに関する啓発リーフレットの作成・配布 ○ふくおかＬＧＢＴＱフレンドリー企業登録制度	市民局

基本目標２　あらゆる暴力が根絶された社会

（目指す姿）

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、ジェンダーに基づく暴力が根絶された社会を目指します。

施策の方向 １　配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止

【福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第４次）】

◆配偶者等からの暴力を受けた被害者の相談窓口の周知を図ります。
◆被害者の立場に立ち、相談対応から保護、自立まで切れ目のない支援に取り組みます。
◆暴力の未然防止のため、若年層を含むあらゆる世代に対して暴力防止啓発の取組みを充実します。

19　相談体制の充実と連携体制の強化

●被害者にとって身近な相談機関として、配偶者暴力相談支援センターや区保健福祉センター、アミカス等の機関が連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制の充実を図ります。

●被害者の状況が深刻にならないよう、被害者を発見しやすい立場にある機関・団体に対して配偶者等からの暴力についての理解を促進し、連携して被害者の早期発見に努めます。

取　組　み	担当局
○配偶者暴力相談支援センターにおける相談 ○アミカス相談室における相談（再掲） ○男性のための相談ホットラインによる相談 ○法的助言が必要な被害者に対する法律相談	市民局
○区保健福祉センターにおける相談	こども未来局 市民局
○区福祉の総合相談窓口における相談	福祉局
○区保健福祉センターにおける精神保健相談	保健医療局

●相談や支援に関わる国、県、民間団体及び市の関係各課による連絡会議や情報交換等を行い、被害者支援のための連携を進めます。

○会議、研修等を通した関係機関同士の情報交換 ○配偶者等からの暴力防止対策連絡会議	市民局

●高齢者や障がいのある被害者に対し、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して対応します。

○地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか） ○障がい者虐待防止・基幹相談支援センター事業	福祉局

●在住外国人の被害者に対し、通訳を派遣するなど、民間団体と連携して被害者支援を充実します。

○在住外国人相談者に対する通訳者派遣 ○相談窓口を案内する多言語対応（9か国語）リーフレットの配布	市民局

●相談や支援にかかわる職員や地域住民に対して研修を行い、配偶者等からの暴力に対する理解を深めるとともに、二次被害（被害者に対する不適切な対応により被害者がさらに傷つくこと）を防止し、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。
●相談員や関係職員の専門性の向上を図り、より質の高い相談支援を目指します。
●相談員のメンタルヘルスに配慮します。

○配偶者等からの暴力防止に関する研修講師派遣事業 ○相談員研修の充実 ○外部の専門研修への参加	市民局

●被害者の情報保護に努めるとともに、各制度の適切な運用を行います。

○被害者の情報保護及び各制度の適切な運用	市民局

20　被害者の安全確保

●被害者の安全確保を最優先し、配偶者等からの暴力による危険が急迫している被害者及び同伴の子どもに対して、適切な一時保護を行います。

取　組　み	担当局
○緊急時の被害者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護	市民局

●安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。

○区保健福祉センターにおける県や警察との連携対応	こども未来局 市民局

●被害者の保護のため、相手方による住民基本台帳の閲覧及び交付等の制限により、厳重な情報管理を行います。

○ＤＶ及びストーカー行為等の被害者支援に係る住民基本台帳事務	市民局

●民間シェルターを運営する民間支援団体の活動を支援します。

○民間シェルターを運営する民間支援団体の活動支援	市民局

21　被害者の自立のための支援

●被害者及び同伴の子どもが安心して生活できるよう、各種支援施策について情報提供や支援を行います。

取　組　み	担当局
○アミカスＤＶ被害者支援のためのグループワーク ○法的助言が必要な被害者に対する法律相談（再掲）	市民局

●一時保護解除後の被害者等が地域で自立し定着するための支援（アフターケア）を行います。

○ＤＶ被害者等自立生活援助事業	市民局

●ＤＶ被害者及び面前ＤＶを受けた同伴の子どもに対し、心身の健康回復のためのケアを行います。

○ＤＶ被害者親子等ケア事業（カウンセリング）	市民局

●児童福祉、母子父子寡婦福祉、就業、生活保護、市営住宅等の各種制度を適切に活用して被害者の自立を支援します。

●被害者やその家族、支援者などの関係者の安全を図るため、被害者に関する情報管理を徹底します。

○ひとり親家庭支援センター （就業支援講習会、就業相談、無料職業紹介、自立支援プログラム策定事業、養育費確保支援事業） ○母子生活支援施設における自立支援 ○ひとり親家庭自立支援給付金事業 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ○高等職業訓練促進資金貸付事業 ○児童手当 ○児童扶養手当 ○特別児童扶養手当 ○一時預かり事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○子どもプラザ（地域子育て支援拠点事業） ○子どもショートステイ（子育て短期支援事業）	こども未来局
○生活保護制度 ○生活困窮者自立支援制度 ○無料低額診療事業	福祉局
○市営住宅入居における優遇措置及び一時使用制度の利用 ○セーフティネット住宅入居支援事業 ○子育て世帯の住替えに係る助成	住宅都市みどり局
○就学援助制度	教育委員会

22　配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発

●配偶者等からの暴力は、犯罪をも含む重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するため、様々な機会をとらえて意識啓発を進めます。

●被害者の早期発見、早期対応につなげるよう相談窓口の周知を図ります。

●国、自治体、民間団体が行う被害者支援及び加害者対策などについて、調査、情報収集を行います。

取　組　み	担当局
○配偶者等からの暴力防止に関する講座・講演会 ○市政だよりやホームページ等を活用した広報、啓発 ○相談窓口情報を掲載したカード・リーフレットの作成、配布	市民局

●配偶者等からの暴力による被害者・加害者を生まないために、子どもの発達段階に応じた教育に取り組みます。

○中高生へのデートＤＶに関する教育 ○若年層に向けたデートＤＶに関する啓発	市民局 教育委員会

23　ＤＶ対応と児童虐待対応の一体的支援

●配偶者からの暴力のある家庭に育つ子どもについて、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して対応します。

●配偶者やパートナー間の暴力等を児童が目撃する「面前ＤＶ」は児童への心理的虐待であることを踏まえ、ＤＶ被害者親子等に対して心理的ケアを図ります。

●子どもに対する支援にあたって、要保護児童支援地域協議会の構成機関である配偶者暴力相談支援センターが、関係機関との連携を図ります。

取　組　み	担当局
○配偶者暴力相談支援センターで把握した児童虐待情報の通告・情報提供 ○ＤＶ対応と児童虐待対応の連携を図るための研修 ○ＤＶ被害者親子等ケア事業（カウンセリング）（再掲） ○相談や支援に関わる庁内関係各課の連絡会議や情報交換による支援	市民局
○要保護児童支援地域協議会による連携	こども未来局

施策の方向 2 セクシュアル･ハラスメント等及び性犯罪の防止

◆職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントなどを防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、企業や市民に対する啓発活動を進めます。
◆相談や支援に関わる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。
◆性犯罪被害を防止するための広報・啓発、性犯罪被害者を支援するための相談窓口の周知に努めます。

24 相談の充実

●セクシュアル・ハラスメントに関する相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い、専門性の向上を図るとともに、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。

取　組　み	担当局
○アミカス相談室における相談（再掲） ○人権啓発相談室	市民局
○教育実習生に対するセクハラ相談窓口	教育委員会

25 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援

●防犯出前講座の実施などにより、性犯罪を未然に防止するための広報・啓発を行います。
●相談窓口の周知に努めます。
●福岡市及び福岡県、北九州市が共同で運営している「性暴力被害者支援センター・ふくおか」により、犯罪被害者の支援に取り組みます。
●「こども性暴力防止法」に基づき、教育、保育等を提供する場において、性被害の防止等に取り組みます。

取　組　み	担当局
○防犯に関する出前講座 ○性暴力被害者支援センター・ふくおか	市民局
○保育所職員等研修 ○性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業	こども未来局
○性暴力対策に関する学習	教育委員会

26 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発

●セクシュアル・ハラスメント等の防止について理解を促進するため、企業や市民に対して啓発を進めるとともに、相談窓口や対応策について情報提供を行います。

取　組　み	担当局
○「働くあなたのガイドブック」の発行（再掲）	経済観光文化局

27　市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止

●市職員への研修の充実及び相談窓口の周知を図ります。

取　組　み	担当局
○ハラスメント防止研修	総務企画局
○相談窓口	各任命権者 （総務企画局）
○職員研修講師派遣	市民局

28　教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

●学校現場における教職員間、教師と児童・生徒間のセクシュアル・ハラスメントを防止するための研修や相談体制の充実を図ります。

取　組　み	担当局
○セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	教育委員会

基本目標３　女性が安心して暮らせる社会
【福岡市女性支援基本計画】

（目指す姿）

様々な問題を抱え、女性であることに起因して困難な立場に置かれている女性が、多様な支援を包括的に受けることができるとともに、人権尊重及び男女平等が実現し、女性が安心して、かつ、自立して暮らすことができる社会を目指します。

施策の方向　１　安心して相談できる体制の充実

◆多様な悩みや複合的な困難を抱えた女性が安心して相談できる体制づくりを進めます。
◆性暴力の被害者、在住外国人、高齢者や障がいのある人など、相談者の状況に配慮した対応を行います。
◆困難を抱える女性が、できる限り早期に相談につながり、必要な支援を受けることができるよう、様々な機会をとらえた相談窓口の周知を図ります。
◆支援を必要とする対象者の早期把握に努め、被害者に寄り添った支援を行います。

29　相談体制の充実

●多様な悩みや複合的な困難を抱えている女性の相談を受け止め、解決の道筋を自己決定・自己選択できるよう支援します。
●様々な相談機関が連携し、多様化・複合化・複雑化する相談に対応するよう相談体制の充実を図ります。
●ＤＶ、ストーカー被害など、法的支援が必要な場合に弁護士による法律相談を実施します。
●継続した切れ目のない柔軟な支援体制の構築に向け、女性相談支援員の適切な人員配置について検討を進めます。

取　組　み	担当局
○女性相談支援員による相談	市民局 こども未来局
○つながりサポート相談室 ○アミカス相談室における相談（再掲） ○暴力被害女性を対象とした法律相談 ○法律相談 ○市民相談室 ○人権啓発相談室（再掲） ○消費生活相談	市民局 市長室
○産前・産後母子支援センター「こももティエ」 ○ひとり親家庭支援センター ○困難な状況にある若者の相談支援 ○こども総合相談センター（えがお館）における相談	こども未来局
○区保健福祉センターや精神保健福祉センターにおける精神保健相談	保健医療局

○区福祉の総合相談窓口における相談（再掲） ○福岡市生活自立支援センターにおける相談 ○働く人の介護サポートセンター事業 ○民生委員・児童委員による支援	福祉局
○福岡市就労相談窓口事業	経済観光文化局

●在住外国人に対しては、言語や文化の違いを考慮して相談対応にあたります。
●在住外国人が窓口等で意思疎通を図り、十分な情報を得られるよう、電話通訳等の活用を図ります。

○福岡市外国人総合相談支援センター ○区役所・相談窓口における電話通訳等の一括導入	総務企画局

●性暴力の被害者に対しては、その被害の特質や影響などを十分踏まえ、総合的支援を行う専門機関と協力して対応します。

○性暴力被害者支援センター・ふくおか（再掲）	市民局

●高齢者や障がいのある相談者に対し、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して対応します。

○地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）（再掲） ○障がい者虐待防止・基幹相談支援センター事業（再掲）	福祉局

●性的マイノリティの当事者のプライバシーに配慮して相談対応を行います。

○ＬＧＢＴＱ電話相談（再掲）	市民局

30　支援対象者の早期把握

●相談者の状況に応じ、訪問相談等のアウトリーチを実施します。
●できる限り早期に相談につながるよう、相談窓口や施策についての情報発信強化に取り組みます。
●生きづらさを抱えた若年女性など、公的支援につながりにくい対象者に向けた効果的な支援を、関係機関と連携して検討します。

取　組　み	担当局
○困難女性支援調整会議 ○つながりサポート相談室（再掲） ○女性支援に関する情報発信の強化	市民局

施策の方向 2 安全確保への取組みの充実

◆相談者の状況に応じ、適切に安全が確保できるよう、関係機関と連携し対応します。
◆支援対象者に同伴児童がいる場合は、同伴児童本人の状況や意見をよく聞き取り、必要に応じて関係機関とも連携し、子ども一人ひとりの最善の利益を図ります。

31 一時保護者の状況に応じた支援

●高齢、障がいなど相談者の状況に応じ、他施策の関係機関と連携して適切な一時保護を行います。
●安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。
●被害者の保護のため、相手方による住民基本台帳の閲覧及び交付等の制限により、厳重な情報管理を行います。

取　組　み	担当局
○相談者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護 ○ＤＶ被害者等自立生活援助事業（再掲） ○ＤＶ及びストーカー行為等の被害者支援に係る住民基本台帳事務（再掲） ○性暴力被害者支援センター・ふくおか（再掲）	市民局
○女性相談支援員による県や警察との連携対応	市民局 こども未来局

32 同伴児童への支援

●児童相談所や区子育て支援課、教育機関と連携し、同伴児童の心的外傷へのケアを実施するなど、子どもの権利を尊重し、意見表明を支援します。
●保護者である女性が同伴児童の養育を十分に行えない場合は、保育やショートステイ等の適切な支援につなげます。
●避難後の同伴児童の通園・通学に関して、保育所や学校、教育委員会等と速やかに連絡調整を行います。

取　組　み	担当局
○ＤＶ被害者親子等ケア事業（カウンセリング）（再掲）	市民局
○子どもショートステイ（子育て短期支援事業）（再掲）	こども未来局

施策の方向 3 回復と生活の安定に向けた切れ目のない支援の充実

◆支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を尊重し、最適な支援を行います。
◆地域社会において安定的に生活していけるよう、生活再建を支える各種サービスの支援につなげます。
◆被害からの心身の健康の回復には一定の期間を要することも想定されるため、中長期的に寄り添い続ける切れ目のない支援を行います。

33 自立のための支援

●本人の希望や意思を最大限尊重し、関係機関と緊密に連携しながら各種福祉サービス等の利用にかかる総合調整を行います。
●悩みや情報などを共有できるよう、居場所づくりを行います。
●地域で定着し自立して暮らしていけるよう、経済的自立、住まいの確保などの生活再建に向けた継続的支援を行います。

取　組　み	担当局
○ＤＶ被害者等自立生活援助事業（再掲） ○性的マイノリティ交流事業（再掲）	市民局
○児童手当（再掲） ○産後ケア事業 ○産前・産後母子支援センター「こももティエ」（再掲）	こども未来局
○生活保護制度（再掲） ○無料低額診療事業（再掲） ○生活困窮者自立支援制度（再掲） ○成年後見制度利用支援事業（高齢者） ○成年後見利用支援事業（障がい者）	福祉局
○子育て世帯の住替えに係る助成（再掲） ○高齢者世帯の住替えに係る助成 ○セーフティネット住宅入居支援事業（再掲） ○住まいサポートふくおか ○市営住宅における優遇措置	住宅都市みどり局
○就学援助制度（再掲） ○放課後児童クラブ事業	教育委員会

●在住外国人が地域コミュニティの一員として生活できるよう、日本語習得の支援や多言語による情報提供等を実施します。

○日本語習得の支援、情報提供 ○区役所での転入手続き時における外国人向けの生活ガイダンス	総務企画局
○多言語による母子健康手帳 ○多言語による乳幼児健診票	こども未来局

●ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、生活支援や就業支援など包括的な支援を行います。

○ひとり親家庭等日常生活支援事業 ○ひとり親家庭就業支援事業 ○就業支援講習会（再掲） ○ひとり親家庭自立支援給付金事業（再掲） ○高等職業訓練促進資金貸付事業（再掲） ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業（再掲） ○児童扶養手当（再掲） ○母子生活支援施設における自立支援（再掲）	こども未来局

34　心理的ケアの充実

●被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻す支援を行います。

取　組　み	担当局
○ＤＶ被害者親子等ケア事業（カウンセリング）（再掲） ○アミカスＤＶ被害者支援のためのグループワーク（再掲） ○性暴力被害者支援センター・ふくおか（再掲）	市民局

施策の方向 4　多様な主体との連携による支援の推進

◆多岐にわたる複雑・多様化した課題の解決に向け、多機関が連携・協働し、適切な支援が早期から切れ目なく実施されるよう努めます。
◆関係機関及び民間団体による支援活動の特長を生かし、対等な立場で連携・協働することにより、より良い女性支援を目指します。

35　関係機関との連携・協働

●困難を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、関係部署や多機関協働の会議を開催し、情報交換や支援内容について協議を行います。
●福祉、保健医療、子育て、住まい、教育、その他多岐にわたる分野との連携を進めます。
●連携にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意し、守秘義務を遵守します。

取　組　み	担当局
○困難女性支援調整会議（再掲） ○国・県等が主催する会議への参加 ○犯罪被害者等支援連絡会議 ○消費生活サポーター事業	市民局
○若者支援地域協議会 ○要保護児童支援地域協議会（再掲）	こども未来局
○生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム協議会	福祉局
○自殺対策推進幹事会	保健医療局

36　民間団体との連携・協働

●対等な関係性の下、女性本人を中心とした連携・協働を図ります。
●困難女性支援調整会議を活用し、行政と民間それぞれの良さや強みを生かした相互連携を図ります。
●民間団体が展開する様々な支援策を把握し、新たな支援の取組みについて検討を進めます。
●市民団体と連携し、市民向けの講演会や啓発イベントの開催を支援します。

取　組　み	担当局
○困難女性支援調整会議（再掲） ○市民グループ活動支援事業（再掲）	市民局

施策の方向 5　女性の支援につながる教育･啓発･人材育成の推進

◆困難を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な支援を行うことができる人材の育成に努めます。
◆女性支援に関係する部局や民間団体職員等に対し、女性支援に関する理解の促進と資質の向上に努めます。
◆様々な機会を活用し、女性の人権を尊重する意識の醸成に努めます。

37　人材育成・研修

●困難を抱える女性への支援に関する研修を実施し、女性支援に携わる機関や団体職員等の専門的知識の習得及び相談援助技術の向上を図ります。
●女性支援において重要な役割を担う女性相談支援員が必要な能力や知識を体系的・網羅的に習得できるよう、研修の体系化及び受講管理に取り組みます。
●二次被害（被害者に対する不適切な対応により被害者がさらに傷つくこと）を防止するため、行政職員や支援者を対象にした研修を実施します。
●適正な情報管理についての周知と理解を徹底します。
●女性相談支援員の処遇改善に向けた検討を進めます。

取　組　み	担当局
○女性支援関係機関・団体の専門性強化のための取組み ○配偶者等からの暴力防止に関する研修講師派遣事業（再掲） ○外部の専門研修への参加（再掲） ○相談員スーパービジョン研修	市民局
○民生委員・児童委員、主任児童委員における研修	こども未来局 福祉局

38　女性の人権の尊重を図るための教育・啓発

●女性が困難を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知を行います。
●講演会や啓発イベントを開催し、市民の意識の醸成を図ります。
●子どもに対し、発達段階を踏まえた男女平等教育、人権教育、性教育を実施します。
●幅広い対象に情報が届くよう、多様な言語やツールを活用した効果的な広報啓発を推進します。

取　組　み	担当局
○女性支援推進にかかる広報啓発 ○市民向け講演会 ○アミカスフェスタ（再掲） ○女性のための支援講座 ○消費者教育出前講座 ○性的マイノリティに関する講演会等の開催（再掲） ○人権尊重週間「福岡市人権を尊重する市民の集い」（再掲） ○人権総合講座（ココロンセミナー）（再掲） ○ハートフルフェスタ福岡 ○若年層に向けたデートＤＶ等に関する教育啓発 ○防犯に関する出前講座（再掲） ○消費生活情報の広報啓発 ○性的マイノリティに関する啓発リーフレットの作成・配布（再掲）	市民局

○人権啓発用音源「こころのオルゴール」（再掲）	
○小・中学生向け男女平等教育副読本の作成・活用（再掲）	市民局 教育委員会

基本目標４　仕事と生活の調和が実現した社会
［福岡市働く女性の活躍推進計画（第３次）］

（目指す姿）

従来の働き方が制度・意識の両面から改善され、誰もが働く場における責任を果たすとともに、多様な働き方の選択などにより、仕事と生活の調和を図りながら、家事・育児、介護、地域活動などにおいて、性別にかかわらず積極的に役割を果たし、責任と充実感を分かち合いながら、共に暮らしやすい社会を目指します。

施策の方向　１　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

◆性別にかかわらずワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、企業における長時間労働の見直しや多様で柔軟な働き方の普及を促進するために、啓発や支援を進めるとともに、ＤＸ推進などに取り組みます。
◆男性が家事・育児・介護などの家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう、啓発や支援に取り組みます。

39　企業に対する多様で柔軟な働き方の取組み支援

●先進取組み事例の紹介や取組むメリットの提案等により啓発を行い、長時間労働の改善や多様で柔軟な働き方の普及を図ります。
●ＤＸ推進による業務効率化への取組みなど、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた企業の取組みを支援します。

取　組　み	担当局
○ふくおか女性活躍ＮＥＸＴ企業　見える化サイト推進事業 ○社会貢献優良企業優遇制度（次世代育成・男女共同参画支援事業） ○企業向け講演会、セミナー ○共働き・共育ての推進	市民局
○ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業 ○デジタル活用支援事業	経済観光文化局

●毎月１～７日を“「い～な」ふくおか・子ども週間”とし、個人や企業、地域コミュニティなどが、それぞれの立場で子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及・啓発に取り組みます。

○市民や企業と共働した子育て支援	こども未来局

40　育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供

●育児・介護休業法や労働基準法など関係制度について、広報・啓発、情報提供に努めます。

取　組　み	担当局
○市ホームページ等での情報提供	市民局
○働く人の介護サポートセンター事業（再掲）	福祉局
○「働くあなたのガイドブック」の発行（再掲）	経済観光文化局

41　市役所における意識啓発

●全ての職員がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、「福岡市特定事業主行動計画」に基づく、職業生活と家庭生活の両立支援策を推進するとともに、研修などを通じた意識啓発に取り組みます。

取　組　み	担当局
○ワーク・ライフ・バランスに関する研修 ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく職業生活と家庭生活の両立支援策の推進	総務企画局

42　男性への意識啓発と、家庭や地域活動への参画促進

●男性の家事・育児・介護などへの参画を促進するため、結婚、出産などの機会を捉え、男性にも共感できる意識啓発に取り組みます。

取　組　み	担当局
○共働き・共育ての推進	市民局
○働くママとパパのマタニティスクール ○「これからパパとママになるあなたに」リーフレットを母子健康手帳交付時配付	こども未来局

●アミカスや地域など、様々な場における男性自身の意識啓発を目的とした講座や情報の提供など、男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する取組みを進めます。

○共働き・共育ての推進（再掲） ○共創自治協議会事業（再掲） ○公民館における男女共同参画学習講座（主に男性を対象とするもの）	市民局
○校区における男女共同参画推進活動への支援（再掲） ○区男女共同参画連絡会の活動支援（再掲）	区役所
○市民や企業と共働した子育て支援（再掲）	こども未来局

43　相談の充実

●男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談の充実を図ります。

取　組　み	担当局
○男性のための相談ホットラインによる相談（再掲）	市民局

施策の方向 2　子育て･介護支援の充実

◆保育サービスや地域における子育て支援、介護支援を充実させ、誰もが安心して仕事と育児や介護を両立できる環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた基盤づくりを進めます。

44　多様なニーズに対応した保育サービス等の充実

●保育需要に的確に対応するため、多様な手法により保育の提供体制を確保します。

取　組　み	担当局
○保育所等整備 ○企業主導型保育促進事業 ○幼稚園３歳未満児受入れ促進事業	こども未来局

●共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組みます。

○延長保育、休日・夜間保育 ○病児・病後児デイケア事業 ○一時預かり事業 ○「福岡市型」こども誰でも通園制度 ○子どもショートステイ（子育て短期支援事業）（再掲） ○特別支援保育事業（さぽーと保育）	こども未来局
○放課後児童クラブ事業（再掲）	教育委員会

●ニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保護者への情報提供や相談・支援を行います。

○子育て支援コンシェルジュ	こども未来局

45　子育て支援の充実

●身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みます。

取　組　み	担当局
○公民館における主催事業の実施 （乳幼児ふれあい教室、子育てサポーター養成講座）	市民局
○子どもプラザ ○ファミリー・サポート・センター事業 ○地域子育て交流支援事業 ○地域子ども育成事業 ○区子育て支援推進事業	こども未来局

●社会全体で子どもや子育てをバックアップする運動の普及に取り組みます。

○市民や企業と共働した子育て支援（再掲）	こども未来局

●乳幼児を持つ利用者が安心して学習できる機会の提供に努めます。

○アミカスにおける託児の実施	市民局

●各区こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の両機能による妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施します。
●児童家庭支援センターの増設を検討するなど専門的な通所相談機能の充実に取り組みます。
●こども総合相談センターにおいて、子どもに関する様々な問題に対して、子どもや保護者などを対象に、保健、福祉、教育の分野からの相談・支援に取組みます。

○区こども家庭センター ○児童家庭支援センター ○こども総合相談センター	こども未来局

●妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させ、児童虐待の未然防止に取り組むとともに、虐待を受けた児童と虐待を行った保護者の面談や家庭訪問などにより児童虐待の再発防止に取り組みます。

○児童虐待防止等強化 ○妊産婦等相談・生活支援事業 ○子どもショートステイ（子育て短期支援事業）（再掲）	こども未来局

●関係機関の連携により、支援を要する児童への支援や、虐待防止に向けた広報、啓発活動などに取り組みます。

○要保護児童支援地域協議会による支援（再掲） ○子ども虐待防止活動推進委員会による活動	こども未来局

●妊婦、ベビーカー利用者や子ども、高齢者等が安心・安全に外出することができるまちづくりを推進します。

○バリアフリーのまちづくり推進	福祉局
○公共交通バリアフリー化促進事業	住宅都市みどり局

●住宅困窮度の高い子育て世帯が市営住宅に入居しやすくするための取組みを行います。

○市営住宅における子育て世帯優遇措置	住宅都市みどり局

46　介護支援の充実

●高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けられるよう、地域における身近な相談機能の充実に努めるとともに、介護予防を推進し、自宅での自立支援や介護者の負担軽減を図ります。

取　組　み	担当局
○介護保険事業 ○地域支援事業及び要援護高齢者の在宅支援サービス ○地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）（再掲） ○ふれあいネットワーク事業 ○ふれあいサロン	福祉局

●働く人が仕事と介護の両立に関する必要な情報やアドバイスが得られるよう、相談・支援を行います。

○働く人の介護サポートセンター事業（再掲）	福祉局

基本目標５　性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会

［福岡市働く女性の活躍推進計画（第３次）］

（目指す姿）

性別にかかわらず教育、昇進等の機会と待遇が均等に確保されるなど、誰もがそれぞれに望むキャリアパスを描いて働き続けることができる職場環境がつくられ、その能力を発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会を目指します。

施策の方向　１　働く場における女性活躍推進の支援

◆性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮できる社会となるよう、企業のさらなる取組みを支援するとともに、健康課題等と仕事の両立支援や、女性のキャリアアップ支援などを行います。

◆女性がキャリアパスを描いて働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、支援を行います。

47　企業に対する女性活躍推進の取組み支援

●性別にかかわらず誰もが活躍できる社会に向けて、企業のさらなる取組み支援や、健康課題と仕事の両立支援を行います。

●企業の取組みの見える化や女性活躍推進の先進取組み事例の紹介等による啓発、多様で柔軟な働き方の普及など、誰もが活躍できる環境を整えます。

●男女の固定的な役割分担意識の解消に努めるとともに、誰もが持つ無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないよう、意識改革と理解の促進に取り組みます。

取　組　み	担当局
○ふくおか女性活躍ＮＥＸＴ企業　見える化サイト推進事業（再掲） ○社会貢献優良企業優遇制度（次世代育成・男女共同参画支援事業）（再掲） ○企業向け講演会、セミナー（再掲） ○健康課題等と仕事の両立支援 ○女性活躍の課題解決に向けた取組みの支援	市民局

48　働く女性のキャリアアップ支援

●企業の女性を対象としたキャリアアップや能力向上に向けた講座・研修を実施します。

取　組　み	担当局
○女性のキャリア形成支援セミナー	市民局

49　働く女性への労働に関する広報と情報提供

●男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働基準法等法制度の周知を含めた労働関係情報の提供を行います。

取　組　み	担当局
○市ホームページ等での情報提供	市民局
○「働くあなたのガイドブック」の発行（再掲）	経済観光文化局

50　相談の充実

●働く女性が抱える様々な悩みに対する相談機能の充実を図ります。

●働く人が仕事と介護の両立に関する必要な情報やアドバイスが得られるよう相談・支援を行います。

取　組　み	担当局
○アミカス相談室における相談（再掲）	市民局
○働く人の介護サポートセンター事業（再掲）	福祉局

51　農林水産業の分野における女性の参画促進

●農業に従事する女性の活動を支援するとともに、新たな女性農業者の育成を支援します。

取　組　み	担当局
○女性農業者育成事業	農林水産局

施策の方向 2 女性の就業･起業支援

◆働きたい女性がライフスタイルやライフステージに応じて、多様な働き方ができるよう、関係機関と連携し、就業や再就職の支援を行うとともに、女性の起業を支援します。

52 就業意識の啓発と職業能力の向上

●女性がライフイベントを経ても希望に応じた働き方が選択できるよう、就業意識の啓発を行います。

●パソコンや簿記等、各種資格取得や技能習得のための講座などを通じて、女性の就業や職業能力の向上を支援します。

取　組　み	担当局
○女性のキャリア形成支援セミナー（再掲） ○就業継続支援セミナー ○女性の就職支援セミナー ○資格・技能習得講座	市民局
○資格・技能習得講座	経済観光文化局

●ひとり親家庭に対し、資格取得に向けて給付金の支給を行うとともに、就業に結びつく技能取得の講座を行います。

○就業支援講習会（ひとり親家庭支援センター）（再掲） ○ひとり親家庭自立支援給付金事業（再掲）	こども未来局

53 女性の起業支援

●起業を目指す女性を対象とした、起業及び事業経営に必要な知識・手法を学ぶセミナーや交流会などを実施します。

取　組　み	担当局
○女性の起業支援セミナー	市民局

●スタートアップの裾野を広げるための「敷居の低い」空間を提供するとともに、専門家による起業相談や起業創業に関するイベント・セミナーの開催など、創業から人材確保までのワンストップ支援を行います。

○スタートアップカフェの運営	経済観光文化局

●女性起業家を対象とした、長期・低利・固定の「女性スタートアップ資金」による資金調達の支援を行います。

○福岡市商工金融資金制度「女性スタートアップ資金」による資金調達の支援	経済観光文化局

54　再就職の支援

●就職に関する情報提供や講座の開催など、国や県と連携して女性の再就職を支援します。

取　組　み	担当局
○女性の就職支援セミナー（再掲）	市民局
○ひとり親家庭就業支援事業（再掲） ○就業支援講習会（ひとり親家庭支援センター）（再掲）	こども未来局
○福岡市就労相談窓口事業（再掲）	経済観光文化局

基本目標６　あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

（目指す姿）

市の審議会等委員、市役所の管理職などの女性比率が一層高まり、市の政策・方針決定過程に男女が共に参画するとともに、地域においては、諸団体の長への女性の就任が進み、男女共同参画の視点をもって、地域課題の解決に取り組むことにより、多様な視点で様々な立場を考慮した政策などの立案・実施が可能になる社会を目指します。

施策の方向 1　市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

◆市の施策展開に多様なニーズを反映するため、市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

55　審議会等への女性の参画促進

●審議会等委員の改選期の事前協議を実施し、審議会等の女性の参画率を公表します。

取　組　み	担当局
○審議会等への女性委員参画のための事前協議	市民局

56　市役所における男女共同参画の推進

●「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、職員の意識改革やキャリア形成支援、男女ともに職業生活と家庭生活が両立できる働きやすい職場環境づくりを進めます。

●柔軟な働き方の推進や、管理監督者をはじめとする職員の意識改革、男性職員の家事育児参画の促進などの取組みを推進します。

●全職員向けｅラーニングや研修企画課が実施する研修など、あらゆる研修の機会を捉えて、市職員の男女共同参画への理解を深め、市政の各場面で男女共同参画の視点を持って施策を展開するよう、啓発を進めます。

取　組　み	担当局
○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく女性職員活躍の推進 ○市職員の男女共同参画に関する研修	総務企画局
○男女共同参画推進協議会・幹事会 ○人権啓発推進者研修 ○「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」の周知と理解の徹底 ○職員研修講師派遣（再掲） ○男女共同参画推進担当者研修（再掲） ○市職員の男女共同参画に関する研修	市民局
○女性教職員の管理職登用の促進	教育委員会

57　政治分野における女性の参画促進

●女性を対象に、政治への関心と理解を深める講座などを実施します。

取　組　み	担当局
○政治分野における女性の参画促進に関する講座	市民局

施策の方向　2　地域活動の方針決定過程への女性の参画促進

◆少子・高齢化や共働き世帯・単身世帯が増加するなか、地域活動に多様な視点が反映されるよう、地域の諸団体の長への女性の参画を促進します。

58　自治協議会等への女性役員の参画促進

●自治協議会など地域の諸団体における方針決定過程への女性の参画状況を把握し、参画促進に向けて調査結果を周知するとともに、地域活動における男女共同参画の必要性についての理解を深める啓発を行います。

取　組　み	担当局
○地域における諸団体の長への女性の就任状況調査 ○みんなにやさしい防災研修	市民局

59　地域の女性リーダー育成と活動支援

●地域活動における事業の企画・立案、男女共同参画に関する研修などの支援を行います。

●地域活動に参画している女性を対象に、リーダーに求められる資質向上のための学習の機会を提供する事業を実施します。

取　組　み	担当局
○アミカス地域支援事業（再掲）	市民局

資　料

（1）諮問書

市共第　547　号
令和７年２月６日

福岡市男女共同参画審議会
会長　野依　智子　様

福岡市長　高島　宗一郎

福岡市男女共同参画を推進する条例（平成 16 年福岡市条例第 5 号）第 28 条第 1 号の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮問

福岡市男女共同参画を推進する条例第 11 条第 1 項に規定する「福岡市男女共同参画基本計画」の次期計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

理由

令和３年３月に策定した「福岡市男女共同参画基本計画（第４次）」の計画期間は、令和３年度から令和７年度までの５年間となっています。

同計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する様々な状況の変化を踏まえて、令和８年度以降の新たな計画を策定する必要があります。

次期計画の策定にあたり、貴審議会のご意見をお伺いいたします。

（2）福岡市男女共同参画審議会　委員名簿

（五十音順・敬称略）

役職	氏名	役　職　等
委員	池内　比呂子	株式会社テノ．ホールディングス代表取締役社長
委員	笠原　正洋	中村学園大学教育学部教授
委員	勝野　晃	福岡市PTA協議会副会長
委員	下川　恭子	連合福岡・福岡地域協議会代表
委員	髙山　健司	一般社団法人WE-Next副代表
委員	手嶋　一雄	株式会社福岡放送報道局長
委員	戸高　輝美	福岡市自治協議会7区会長会代表
委員	新納　広子	福岡労働局雇用環境・均等部長
会長	野依　智子	福岡女子大学国際文理学部国際教養学科教授
委員	浜上　慎也	弁護士
委員	林　健太	株式会社福岡銀行DE＆I推進室 室長
委員	原田　真司	福岡市立中学校校長会代表（箱崎清松中学校校長）
委員	原田　由美	公募委員
委員	松尾　佳子	社会福祉法人福岡県母子福祉協会事務局長
副会長	松本　恭子	福岡商工会議所専務理事
委員	山本　美和子	福岡市七区男女共同参画協議会会長
委員	米田　史裕	公募委員

※令和8年2月26日　答申日現在

（３）答申までの経過

○令和７年　２月　６日	第 11 期　第１回　審議会 ●諮問
○令和７年　５月　１日	第１回　福岡市男女共同参画推進協議会幹事会（書面開催） ●庁内における第５次基本計画（案）の検討
○令和７年　６月　６日	第２回　審議会 ●第５次基本計画原案について
○令和７年　４月～７月	地域の意見募集 ●男女共同参画協議会等からの意見募集
○令和７年　７月３０日	第３回　審議会 ●第４次基本計画の評価
○令和７年　８月　６日	第２回　福岡市男女共同参画推進協議会幹事会（書面開催） ●第５次基本計画原案について
○令和７年　８月２０日	福岡市男女共同参画推進協議会 ●第５次基本計画原案について
○令和７年１０月　８日	第４回　審議会 ●第５次基本計画原案（パブリック・コメント案）について
○令和７年１２月１８日	「福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」に基づく議会（委員会）報告
○令和７年１２月２３日	市民意見募集（パブリック・コメント） 募集期間：１２月２３日～１月１９日
○令和８年　２月１３日	第５回　審議会 ●原案に寄せられた市民意見及び意見に対する審議会の考え方について ●第５次基本計画答申案について
○令和８年　２月２６日	答申